

障害のある人もない人も共に暮らしやすい 千葉県づくり条例 解釈指針（逐条解説）

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

**平成19年 6月29日 策定
平成19年12月26日 改正
平成20年 8月25日 改正
平成24年 4月 1日 改正
平成24年10月 1日 改正
平成28年 4月 1日 改正
令和 7年 7月18日 改正**

目 次

前文	1
第1章 総則	4
第1条 目的	4
第2条 定義	
（第1項）障害の定義	6
（第2項）差別の定義	12
（第1号）福祉サービスにおける不利益取扱いの定義	17
（第2号）医療における不利益取扱いの定義	23
（第3号）商品・サービスの提供における不利益取扱いの定義	31
（第4号）労働者の雇用における不利益取扱いの定義	35
（第5号）教育における不利益取扱いの定義	40
（第6号）建物等・公共交通機関の利用における不利益取扱いの定義	45
（第7号）不動産の取引における不利益取扱いの定義	53
（第8号）情報の提供等における不利益取扱いの定義	56
（第3項）削除	60
第3条 基本理念	64
第4条 県の責務	66
第5条 県と市町村との連携	67
第6条 県民の役割	68
第7条 財政上の措置	70
第2章 差別事案の解決	71
第1節 差別の禁止	71
第8条 差別の禁止	71
第9条及至第11条 削除	76
第2節 地域相談員等	81
第12条及び第13条 削除	81
第14条 相談業務の委託	82
第15条 業務遂行の原則	85
第16条 広域専門指導員	87
第17条 指導及び助言	92
第18条 協力	93

第19条 職務遂行の原則	94
第3節 解決のための手続	97
第20条 相談.....	97
第21条 助言及びあっせんの申立て.....	99
第22条 事実の調査.....	102
第23条 助言及びあっせん.....	104
第24条 勧告等	106
第25条 意見の聴取	108
第26条 訴訟の援助.....	112
第27条 貸付金の返還等.....	115
第28条 秘密の保持.....	117
 第3章 推進会議.....	 119
第29条 設置.....	119
第30条 分野別会議.....	120
 第4章 理解を広げるための施策.....	 122
第31条 表彰.....	122
第32条 情報の提供等.....	124
 第5章 雑則.....	 125
第33条 条例の運用上の配慮.....	125
第34条 関係行政機関の措置.....	127
第35条 委任.....	128
第36条 罰則.....	129
 附則	
(第1項) 施行期日.....	131
(第2項) 検討.....	132
(第3項) 千葉県行政組織条例の一部改正.....	134
(第4項) 準備行為.....	136

前文

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

〔趣 旨〕

この条例の趣旨、理念、目的などを述べた文章です。

前文は、規範性を持つものではありませんが、条例の一部をなすものであり、条例各条項の解釈基準を示します。

この条例は、県民の意識に働きかけていく要素が大きいことから、差別をなくすための取組みの意義や方向性について述べています。

〔解 説〕

○ 障害があってもその人らしく地域で暮らすことを実現する

住み慣れた地域で、地域社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思うのは全ての人の共通の願いです。

1981年の国際障害者年を契機に「完全参加と平等」をスローガンに展開された「国際障害者の10年」を経て、わが国においても、福祉、雇用、教育、建物、公共交通機関などの各分野において、共生社会の実現に向けた法制の整備が徐々に進められてきました。

このような取組みが進む一方、未だに障害のある人は、誤解や偏見により、地域社会の中で、障害を理由に不利な取扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために、日常生活や社会生活の様々な場面で暮らしにくさを感じています。

千葉県では、目指すべき地域社会の姿として、誰もが、ありのままに・その人らしく地域で暮らすことのできる「新たな地域福祉像」を提案し、どのような障害のある人でも、住み慣れた地域で暮らすことができるよう様々な施策を推進しているところですが、障害のある人が地域で暮らすためには、福祉サービスの充実とともに、共に暮らす人々の誤解や偏見の解消に取り組んでいく必要があります。

このような取組を進める際、そもそも「差別とは何か」ということ自体が明確でなく、また、差別

の中には無意識に、あるいは悪気なく行われるものも多いと思われることから、差別の解消に向けては、広く県民の間に障害のある人に対する理解を醸成するとともに、共通のルールをつくることが重要です。

○ 障害のある人や障害の問題に対する理解を広げる「県民運動」となる

障害のある人は県民全体から見れば少数で、また、これまで主として福祉や教育の分野で「障害のある人となない人を分けた上で特別な支援を充実する」という考え方が根強かったこともあり、障害のある人と触れ合う機会自体が乏しく、このことが障害のある人や障害の問題に対する理解が広がっていかない大きな原因になっていると思われます。

この条例は、障害のある人一人ひとりの生活を暮らしやすいものとするだけでなく、県民全体で障害のある人の問題を考える機会となり、「障害のある人もない人も共に地域社会の一員として暮らしているのが当たり前」という県民文化を創造することを目指しています。

○ 「あらゆる差別のない地域社会」を実現するための出発点となる

世の中には、障害のある人に対する差別だけでなく、出身地、性差、人種、年齢等による差別など、さまざまな差別があります。また、それを差別と意識するかどうかは別として、私たちの普通の生活の中にも、周りの人に理解されないもどかしさ、暮らしにくさは潜んでいます。

例えば、「ベビーカーを押しながらラッシュの時間帯の電車に乗ったときに社会から排除されているようなしっくり来ない気持ちがあった」というように、長い人生の中では、誰しも、どこかで自分の責任ではない生きにくさ、暮らしにくさを経験しているはずです。

このように考えると、私たちは、誰もが差別する側にもされる側にもなりうるということが分かります。障害のことを直接知らない人でも、差別をなくしていくことを身近な問題として考えることを通して、あらゆる差別のない地域社会を実現することを、この条例の意義として前文に盛り込んでいます。

（参 考）

参照条文

◎障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）

基本的な方針（考え方）

21 世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。

共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。

他方、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

人権が尊重され能力が発揮できる社会の実現を図ることは、少子高齢化の進展する我が国において、将来の活力を維持向上させる上でも重要である。

国民誰もが同等に参加、参画できる共生社会は、行政だけでなく企業、NPO 等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人一人の理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

この基本計画では、以上のような考え方に立って、政府が関係者の理解と協力の下に取り組むべき障害者施策の基本的方向を定めるものとする。

◎千葉県福祉のまちづくり条例(平成8年条例第1号)

(前文)

すべての人が個人として尊重され、住み慣れた家庭や地域社会で、できる限り自立し、安全で快適に生きがいを持って暮らすことができ、そして地域社会を構成する重要な一員として参画し、一人ひとりが思いやりの心を持って互いに支え合う社会の実現は、私たち千葉県民すべての願いである。

このような社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、自らの責任と社会を構成する一員としての自覚の下に、一個の人間として尊重し合うことを基本に、高齢になっても、また、心身に障害があっても、社会からのサービスを平等に享受でき、自らの意思で自由に行動し、意欲や能力に応じて積極的に社会参加でき、そして子どもから高齢者までが世代を超えて活発に交流できるように、高齢者や障害者等の日常生活や社会生活における様々な障壁を取り除いていく、福祉のまちづくりを進めていくことが何よりも必要である。

本格的な長寿社会を迎えつつある中で、私たち一人ひとりの幸せを大切にする、活力ある明るい千葉県の未来をつくるため、今こそ、県民総意の下、県、市町村、事業者及び県民が、互いに協力し、それぞれの役割を積極的に果たし、一体となって、福祉のまちづくりに取り組まなければならない。

私たち県民は、共に力を合わせ、福祉のまちづくりに取り組むことを決意し、ここに千葉県福祉のまちづくり条例を制定する。

★用語説明

新たな地域福祉像	千葉県が平成16年3月に策定した「千葉県地域福祉支援計画」の中で提唱している、①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域で暮らす、という地域福祉像。
----------	--

第1章 総則

目的、定義、基本理念等、条例全体を貫く総論的事項について説明しています。

第1条(目的)

(目的)

第1条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組みに係る施策を総合的に推進し、障害のある人も障害のない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

[趣 旨]

条例に定める内容の概観とその目的を表現した規定です。

[解 説]

- この条例に定める内容の概観として、①障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定めること、②県、市町村及び県民の役割を明らかにすること、③障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的に推進することを明らかにしています。
- この条例の直接の目的として、障害のある人も障害のない人もともに暮らしやすい社会の実現を図ることを明らかにするとともに、最終的な目的として、現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを明らかにしています。

(参 考)

参照条文

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進することを目的とする。

◎千葉県福祉のまちづくり条例(平成8年条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び

平等に参加することができる社会を構築するために行われる福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

第2条第1項(障害の定義)

(定義)

第2条 この条例において「障害」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害及び同条第2号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

※平成24年3月23日改正(条例第22号)

[趣 旨]

この条例における重要用語である「障害」について定義した規定です。

[解 説]

- 障害者基本法における「障害者」の範囲については、従前、第2条において「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と規定され、「てんかん」「発達障害」「難病に起因する身体又は精神上の障害」を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものを含むという運用が行われていましたが、平成23年8月の改正により、発達障害が定義の中に明記され、さらに、「その他の心身の機能の障害」が追加されたことにより、あらゆる心身の機能の障害が含まれることになりました。
- また、社会的障壁の規定が追加されたことにより、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限は、その障害によるものだけではなく、社会におけるさまざまな障壁によっても生ずるという、いわゆる社会モデルの考え方を取り入れたものとなりました。
- 平成23年8月の障害者基本法の改正により、発達障害が明記されたことやあらゆる心身の機能の障害が含まれたこと、さらに、いわゆる社会モデルの考え方が取り入れられたことから、この条例の「障害」の定義についても障害者基本法に準拠することとしました。※

[解釈及び運用]

- 障害者基本法においては、「障害者」を身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義しています。
- 「身体障害」とは、身体機能に欠損等の機能障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態をいいます。
- 「知的障害」とは、知的機能の障害が発達期までにあらわれ、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態をいいます。

- 「精神障害」とは、統合失調症やうつ病等の精神疾患があり、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態をいいます。
- 「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などで、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態をいいます。
- 障害者基本法では、「高次脳機能障害」の明記はありませんが、国会審議において、「高次脳機能障害は、障害者基本法第2条第1号の精神障害に含まれる」との政府の答弁があったことから、障害者基本法に準拠することとなるこの条例においても、高次脳機能障害が引き続き対象となることに変わりありません。
- 「高次脳機能障害」とは、脳卒中、脳腫瘍、低酸素脳症などの病気や交通事故・転落事故・スポーツ事故などによる脳挫傷、硬膜下血腫などから、注意障害・記憶障害・遂行機能障害・社会的行動障害などといわれる症状のために、生活の中でそれまでできていたことができなくなって、生活がしづらくなる状態になることをいいます。
- 改正前の条例では、「難病に起因する障害」があり、継続的に日常生活又は社会生活に支障がある状態は、従前の障害者基本法の運用に沿った解釈により、「障害」に該当するものとしておりましたが、障害者基本法の改正にあたっての国会審議において、「難病に起因する障害は、障害者基本法第2条第1号のその他の心身の機能の障害に含まれる」との政府の答弁があったことから、障害者基本法に準拠することとなるこの条例においても、難病に起因する障害が引き続き対象となることに変わりありません。
- 障害者基本法では、「性同一性障害」の明記はありません。しかしながら、障害者基本法が社会モデルの考え方を取り入れていることに鑑みれば、「性同一性障害」を全てこの条例の対象外とするべきではありません。この条例の対象となるかは、法の趣旨に照らし、社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態にあるかで判断をすべきです。
- 「性同一性障害」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的および社会的に別の性別に適合させようとする状態をいいます。
- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律では、所要の要件を満たせば、家庭裁判所に請求することで性別の取扱いの変更の審判をすることができます。
- 「継続的」とは、症状が連続しているだけでなく、断続的なもの、周期的なものも含めて幅広くとらえます。

(参 考)

参照条文

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

◎平成23年6月15日 衆議院内閣委員会(抜粋)

○大島(敦)委員

障害者の定義について、発達障害は条文上明示されたところでありますが、明文がなくとも、高次脳機能障害、難病に起因する障害も障害に含まれるのでしょうか。

○園田大臣政務官

お答えを申し上げます。改正案につきましては、障害につきまして、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」と規定をさせていただいた、これは先ほど御答弁をさせていただいたところでございます。

御指摘のございました高次脳機能障害につきましては、第2条の第1号の「精神障害」にまず含まれるというふうに解釈をさせていただきます。そして、難病に起因する障害につきましては、やはり同条の同号、2条第1号の「その他の心身の機能の障害」に含まれ、いずれもこの1号の「障害」に含まれるというふうに思っております。

○山崎(誠)委員

「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」というような記述もございます。この「継続的」というような意味も、これはとり方によっては断続的であったり周期的であったり、いろいろな症状の出方もあると思います。この定義をどのように解釈されているのか、もう一回重ねてお聞きをしたいと思います。

○村木政府参考人

お答え申し上げます。「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」という条文も引用しましたが、この「継続的に」ということの意味の中には、断続的なもの、周期的なものも含んで、幅広くとらえるものというふうに考えているところでございます。

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)(平成17年法律第123号)

(定義)

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

附則第3条 政府は全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条の2に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

◎身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

(身体障害者)

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〔精神保健福祉法〕(昭和25年法律第123号)

(定義)

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(児童)

第4条 この法律で児童とは満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満1歳に満たない者
- 二 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

◎発達障害者支援法（平成16年法律167号）

（定義）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

◎発達障害者支援法施行令（平成17年政令150号）

（発達障害の定義）

第1条 発達障害者支援法第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

◎発達障害者支援法施行規則（平成17年厚生労働省令81号）

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

◎厚生労働省 知的障害児(者)基礎調査による「知的障害」の定義（平成17年度調査）

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの

◎性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）

（定義）

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判）

第3条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

一 二十歳以上であること。

二 現に婚姻をしていないこと。

三 現に未成年の子がいないこと。

四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

2 前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第4条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

★用語説明

社会モデル

WHO(世界保健機関)が2001年に採択した「国際生活機能分類－国際障害分類改訂版」において採用した障害分類方法の考え方。障害を「個人の特徴だけでなく、社会環境との相互作用から発生する」ととらえています。

第2条第2項(差別の定義)

2 この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をすること及び障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置(以下「合理的な配慮に基づく措置」という。)を行わないことをいう。

[趣 旨]

この条例の重要用語である「差別」について定義した規定です。

[解 説]

不利益取扱いについて

- 障害者基本法4条では、「何人も障害者に対して、障害を理由として、差別をすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と定めています。

しかしながら、同法においては、いかなる行為が差別に該当するのか定めた規定はありません。

- 千葉県では、平成16年9月、障害者差別に当たると思われる事例の募集を実施しましたが、その結果、障害のある人に対する差別の多くが、障害のある人に対する誤解や偏見、障害そのものに対する理解が十分でないために生じていることが明らかになりました。

このような実態を踏まえれば、日常生活・社会生活の場面に応じて、分野ごとに「障害を理由とした差別に当たる行為」の内容を明らかにし、県民の共通理解を醸成することが重要です。そこで、この条例では、福祉、雇用、教育など、8つの分野において、障害を理由として、不利益な取扱いをすることを差別と定義しています。

- この条例で定義をしている「差別」は、いずれも「障害を理由として行われるもの」に限定されます。例えば、労働者の雇用について、会社がその業務について必要な能力のある人を採用することは当然であり、障害のある人を雇用しないことが、直ちに「障害を理由とする差別」に当たるものではありません。

しかしながら、雇用を拒否された理由が「障害を理由としたもの」か「能力を理由としたもの」か分かりにくい場合もあります。

そこで、そのことを巡って当事者間の主張に相違が生じないように、各号において、「障害」を起因とする具体的な状況について「合理的な理由」がある場合には、不利益取扱いに該当しないことを明らかにしています。

合理的な配慮に基づく措置について

- 障害のある人が、障害のない人と同じように日常生活・社会生活を送るためには、障害を理由とした不利益取扱いをなくすだけでは十分ではありません。

例えば、事業者が、障害のある人に対して、その状況に応じた労働環境を整備したり、店舗や施設に自由に入れるよう設備を整えたりするなど、障壁を解消する配慮をしなければ、障害のある人が働いたり、サービスの提供を受けたりすることは困難です。

そこで、第2条第2項では、個別の事案に関し、障害のある人が障害のない人と実質的に同等の生活を送ることができるよう、期待される措置を行わないことを「合理的な配慮に基づく措置の欠如」として「差別」と定義しています。

- これらの「合理的な配慮に基づく措置」は、一律に全ての人に同じことが求められているものではありません。例えば、事業者であれば、事業規模や施設等の整備に要する費用によってその内容も変わってきます。したがって、この条例では、「合理的な配慮に基づく措置」の内容について分野ごとに定義を置かず、個別事案に即して、関係者が、知恵を絞ったり、地域の専門機関の知恵を借りたりしながら、「合理的な配慮に基づく措置」について話し合うというアプローチを採用しています。

しかし、例えば、聴覚障害のあるお客様への対応として、店員が筆談により注文を伺うなど、さまざまな場面において、ちょっとした配慮や工夫によって、障害のある人の暮らしにくさは大きく改善されます。こうした配慮や工夫には、物理的な障壁（バリア）の解消だけでなく、手続等の改善も含まれます。そこで、この解釈指針では、第2条第2項各号において、「不利益取扱い」の解説と併せて、それぞれの分野における「合理的な配慮に基づく措置」について例示をしています。

なお、「合理的な配慮に基づく措置」については、今後、個別事案の積み重ねによって、県民へ理解を広げ、例示の内容をさらに充実していくこととしています。

- 諸外国の差別禁止法においては、「不利益取扱い」よりも「合理的な配慮に基づく措置の欠如」の方に比重が置かれており、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約においても「合理的な配慮(に基づく措置)」が明記されています。我が国においても、平成28年4月から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」が明記されました。

〔解釈及び運用〕

- 「合理的な配慮に基づく措置」とは、個別の場合において、障害のある人が、障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むための必要な調整及び変更をいいます。このような調整及び変更には、物理的なものと手続的なものの両方が考えられます。どのような「措置」が求められるかは、当該障害のある人の性別、年齢、障害の状態及びその障害に応じた支援ニーズに基づき判断します。また、その「措置」の合理性は、措置を講ずることにより当該障害のある人が受ける障壁（バリア）の軽減の程度及びその軽減方法の妥当性により判断するものとします。

なお、「合理的な配慮に基づく措置」を行うことが、社会通念に照らして「過重な負担」になる場合には、この条例において禁止している差別には該当しないこととしています。（第8条参照）

○ この条例において、選挙及び司法手続きは、差別として定義されている 8 分野に含まれません。しかしながら、「商品及びサービスの提供」・「建物等及び公共交通機関」・「情報の提供等」の3分野に分類できると解されます。

また、障害者基本法では第28条、29条において選挙及び司法手続きの場面における配慮が明記されました。

なお、平成28年4月から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第6条第1項の規定により定められた基本方針(平成27年2月24日閣議決定)において、対象分野は日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となることが明記されました。

(参 考)

参照条文

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

(選挙等における配慮)

第28条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第29条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(3) 対象分野

法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となる。ただし、行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによることとされている。

◎障害者権利条約(平成18年12月13日 国連総会採択 平成19年9月28日 日本国署名)

ARTICLE 2 - DEFINITIONS

(略)

“Discrimination on the basis of disability” means any distinction, exclusion or restriction on the basis of disability which has the purpose or effect of impairing or nullifying the recognition, enjoyment or exercise, on an equal basis with others, of all human rights and fundamental freedoms in the political, economic, social, cultural, civil or any other field. It includes all forms of discrimination, including denial of reasonable accommodation;

“Reasonable Accommodation” means necessary and appropriate modification and adjustments not imposing a disproportionate or undue burden, where needed in a particular case, to ensure to persons with disabilities the enjoyment or exercise on an equal basis with others of all human rights and fundamental freedoms;

(略)

日本語訳(外務省 仮訳文)

第2条 定義

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度な負担を課さないものをいう。

◎ADA〔障害を持つアメリカ人法〕(1990年)

第102項

(a) いかなる適用事業体も、求人手続、従業員の採用や昇進、解雇、報酬、訓練、及びその他の雇用条件や従業員の特典に関して、資格のある障害者を障害ゆえに差別してはならない。

(b)(a)で用いられている「差別」には以下の意味が含まれる。

(5) ・ ・ ・ 障害者の既知の身体的・精神的制限に対する適切な設備(配慮)を行わないこと。

ただし、適用事業体の事業の運営に不当な困難をもたらすことが実証できる場合はその限りではない。

第101項（9）

適切な設備（配慮）には以下の意味が含まれる。

- (a) 従業員が利用する既存施設を、障害のある人にアクセス可能にし、利用できるものにするこ
と。
- (b) 仕事の再編成、パートタイムまたは勤務スケジュールの調整、空席である職位への配置転換、
機器または装置の取得または改変、試験・訓練教材・方針の適切な調整または改変、資格のある
朗読者または通訳者の提供、および障害のある人のためのその他同様の設備（配慮）

◎DDA〔イギリス障害者差別禁止法〕（1995年）

第5条 「差別」の意味

2 …以下の場合にもまた、雇用主は障害者を差別したものとされる。

- (a) 障害者に関連して第6条で課される義務を履行せず、
- (b) その義務を履行しないことが正当であることを証明できない場合

第6条 雇用主の調整義務

1 …障害をもたない者と比較した場合に、障害者に相当の不利益を及ぼしているときには、
雇用主は当然のこととして当該事案のあらゆる状況において影響を及ぼすことを防止する
ための対策を講ずる義務を負う。

3 以下は、雇用主が障害者に関して第1項を履行するためにとらなければならない対策の例
である。

- (a) 施設の改造
- (b) 障害者が担当する任務の一部の他者への割り当て
- (c) 現存する欠員を補充するための異動
- (d) 勤務時間の変更
- (e) 他の作業場への配置
- (f) リハビリテーション、職能評価、又は医療的手当に要する時間内休暇の認可
- (g) 訓練の提供、又は訓練提供についての配慮
- (h) 備品・設備の取得又は改造
- (i) 指導マニュアル又は参考資料の変更
- (j) 試験又は評価過程の改善
- (k) 朗読者または手話通訳者の配置
- (l) 指導・監督の充実

★用語説明

障害者権利条約

正式名称は、「Convention on the Rights of Persons with Disabilities (障害のある人の
権利に関する条約)」。

前文と50条からなり、教育や雇用などにおいて、障害のある人に対する差別となる既
存の法律等を修正又は廃止することを締結国の義務としている。

また、条約の履行状況を監視するため、国内及び国際的なモニタリングシステムを設
置することも盛り込まれている。

第2条第2項第1号（福祉サービスにおける不利益取扱いの定義）

- 一 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為
 - イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。
 - ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

〔趣 旨〕

福祉サービスにおける「不利益取扱い」についての規定です。

〔解 説〕

- 障害のある人にとって福祉サービスは、生活に密着した不可欠なサービスであることから、他のサービスにも増して、適切な福祉サービスを受ける機会が保障されることが求められています。

第1号イ 関係

- 社会福祉基礎構造改革により、障害福祉サービスは、行政の権限によりサービスを決定する「措置」から、利用者がサービスを選択する「契約」による利用方式へと転換しました。

さらに、平成18年4月の障害者自立支援法（現「障害者総合支援法」）の施行に伴い、福祉サービスの種類が再編され、従前の入所施設中心のサービス体系から、障害のある人が、地域社会において支援のニーズに適合したサービスを利用して生活することのできるサービス体系へ転換する制度環境が整備されました。

第1号イは、このような福祉制度の改革の流れを踏まえ、健常者が自分の選択で、学生寮に入ったり、入院したりするのと同様に、障害のある人も自分の選択で、納得して施設に入所できることを目指して、障害を理由として、適正な手続を経ずに入所施設における生活を強いられることを「不利益取扱い」と規定したものです。

第1号ロ 関係

- 障害のある人に対する福祉サービスの提供に関しては、①保育所への入所を拒否されたり、②施設内で行事や娯楽への参加を制限されたなどの実態があります。

第1号ロは、このような実態を踏まえ、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすることを「不利益取扱い」と定義したものです。

- この条例では、行政不服審査法に基づく審査請求等により救済が可能な事案を「助言・あっせん」の申立てをすることができる対象事案から除外しています。したがって、希望する保育所への入所を「障害を理由」として拒否された等の場合は、条例第20条の規定により、対象事案として相談することはできますが、条例第21条第3項第1号の規定により「助言・あっせん」の申立てをすることはできません。
- また、市町村が行う障害福祉サービスの個別給付に係る処分等については、障害者総合支援法第97条第1項に基づく審査請求ができることから、条例第20条の規定により、対象事案として相談することはできますが、条例第21条第3項第1号の規定により「助言・あっせん」の申立てをすることはできません。
- 福祉サービス事業者が設置した「第三者委員会」や県社会福祉協議会が設置している運営適正化委員会に対して苦情相談ができる事案について、この条例の仕組みにより、地域相談員等に相談することは可能です。ただし、現に「第三者委員会」や運営適正化委員会において相談中の案件については、条例による相談は受け付けますが、「第三者委員会」や運営適正化委員会の対応を見守る場合があります。

〔解釈及び運用〕

第1号イ 関係

- 「福祉サービス」とは、法律に基づく事業に限らず、障害のある人の日常生活に着目してニーズがあると認められるサービスのことをいいます。
 なお、第1号の「福祉サービス」に該当しないサービスは、第3号の「サービス」に該当すると解します。
- 「福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援」とは、「障害のある人の地域における生活を支援するために、利用者の意向を踏まえ、幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的にサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善と開発を推進する援助方法」である「ケアマネジメント」のことをいいます。
- 「本人の意に反して」とは、「ケアマネジメント」において障害のある人の自己決定を尊重しないことをいいます。重度の障害があり、本人の意思を確認することが困難な場合であっても、可能な限り本人の意思を確認するよう努め、障害のある人のニーズ、家族の状況、地域の支援体制等を踏まえ、障害があっても地域で暮らすという考え方を基本的な方向性として、その人の人生にとって最善の選択をすることが求められます。
- また、「ケアマネジメント」に当たっては、家族の果たす役割が重要であることから、家族に対して、生活の質を改善するなどの家庭環境の改善、精神的な支援を検討する必要があるとともに、例えば、介護に当たる家族が病気であるなど家族による支援が困難な状況にある場合には、施設の利用も含め、地域の様々な資源の活用を検討する必要があります。

- 「ケアマネジメント」は施設入所の決定に際して行うだけでなく、施設入所後も将来の地域移行に向けて必要に応じて行われることが求められます。
- 「入所施設」とは、障害者総合支援法第5条第11項で規定する「障害者支援施設」のことをいい、地域における住まいの場である、グループホームや福祉ホーム等は含まれません。

第1号ロ 関係

- この条例では、「障害を理由」とした不利益取扱いを差別と定義していますが、当該不利益取扱いが「障害を理由」としたものか否か、分かりにくい場合があります。

このため、第1号ロでは、障害に起因して生じている具体的な状況により、人の生命、身体、財産に対する侵害が現に生じている場合、又は具体的な危険が切迫している場合には、「合理的な理由」があるものとし、福祉サービスの提供を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。

例えば、入浴サービスの実施中に本人の体調が急変した場合、本人の生命、身体の保護のために当該サービスの提供を中止(拒否)しても、「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。

- 「合理的な理由」については、事業者等が「合理的な理由」がある状況について説明する必要があります。また、「合理的な理由」がある場合においても、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか検討する必要があります。
- 「福祉サービスの提供を制限し」とは、福祉サービスを一部しか提供しないことです。
- なお、市町村が法令等に基づき公的な立場で行う活動に関しては、県と対等・協力関係にある市町村の自主性及び独立性についての配慮を定めた条例第33条の規定により、知事は、この条例に基づく勧告をしないこととしています。

[不当な差別的取扱いと考えられる例]

- 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、厚生労働省が作成した「福祉事業者向けガイドライン」では障害のある人に対する不当な差別的取扱いと考えられる例として、以下の事例が挙げられています。

- サービスの利用を拒否すること。
 - ・ 人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者、多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否すること。
 - ・ 身体障害者補助犬の同伴を拒否すること。
- サービスの利用を制限すること(場所・時間帯などの制限)。
 - ・ 正当な理由なく、対応を後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること。
 - ・ 正当な理由なく、他の者とは別室での対応を行うなど、サービス提供場所を限定すること。

- ・ 正当な理由なく、サービス事業所選択の自由を制限すること(障害当事者が望まないサービス事業者をすすめるなど)。
- ・ サービスの利用に必要な情報提供を行わないこと。
- サービスの利用に際し条件を付すこと(障害のない者には付さない条件を付すこと)。
- ・ 保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。
- ・ サービスの利用に当たって、他の利用者と異なる手順を課すこと(仮利用期間を設ける、他の利用者の同意を求めるなど)。
- サービスの利用・提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること。
- ・ 正当な理由なく、行事、娯楽等への参加を制限すること。
- ・ 正当な理由なく、年齢相当のクラスに所属させないこと。
- ・ 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること。
- ・ 正当な理由なく、本人の意思又はその家族等の意思(障害のある方の意思を確認することが困難な場合に限る。)に反して、福祉サービス(施設への入所、通所、その他サービスなど)を行うこと。

[合理的な配慮に基づく措置の例示]

- 福祉サービスの分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、適切な情報伝達方法の使用や人的援助の提供などが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。
- 聴覚障害のある人が福祉サービスの内容などを理解しやすいように、筆談を交えて説明すること。
 - 知的障害のある人が福祉サービスの内容などを理解しやすいように、ゆっくりと分かりやすい言葉で説明すること。
 - 保育所に障害児保育について知識・経験等を有する保育士を配置すること。
 - 障害福祉サービス事業者や障害者支援施設において、利用者の着替え・入浴・排せつ介助は、利用者の年齢や生育状況に応じ、同性の支援による介助を行うこと。

(参 考)

参照条文等

◎障害者総合支援法(平成17年法律第123号)

第5条

- 10 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

(審査請求)

第97条 市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に不服がある障害者又は障

害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日千葉県条例第88号）

第12条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。
（※他の事業についても同様の規定あり）

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について（平成25年3月20日障第4041号千葉県健康福祉部障害福祉課長通知）
（抜粋）

3 運営に関する基準

（3）提供拒否の禁止（条例第12条）

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合

である。

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

◎社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）

第82条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

（運営適正化委員会）

第83条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

◎東大和市保育園入園承諾義務付等請求事件(平成18年10月25日東京地裁)

「…障害者であるからといって一律に保育所における保育を認めないことは許されず、**障害の程度を考慮し、当該児童が、保育所に通う障害のない児童と身体的、精神的状態及び発達**の点で同視することができ、保育所での保育が可能な場合には、保育所での保育を実施すべきである。

したがって、障害のある児童であっても、その障害の程度及び内容に照らし、保育所に通う障害のない児童と身体的、精神的状態及び発育の点で同視することができ、保育所での保育が可能である場合にもかかわらず処分行政庁が児童福祉法24条1項ただし書にいう「やむを得ない事由」があるとして、当該児童に対し、保育所における保育を承諾しなかった場合には、そのような不承諾処分は、考慮すべき事項を適切に考慮しなかったという点において、処分行政庁の裁量の範囲を超え、又は裁量権を濫用したものというべきであって、違法であると解するのが相当である。」

★用語説明

社会福祉基礎 構造改革	増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉の共通基盤制度について見直しを行った一連の改革。平成11年4月に国が改正法案の大綱を発表した。
----------------	---

第2条第2項第2号（医療における不利益取扱いの定義）

二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

〔趣 旨〕

医療における「不利益取扱い」についての規定です。

〔解 説〕

- 障害は、人の一生を通じて様々な時期に発生します。特に出生期から幼少期に障害が発見されると、早期から医療に関わることになります。

特に、障害のある人は、障害以外にも合併症を抱えていたり、疾病にも罹患しやすいことから、医療は障害のある人の生命や生活の質に大きく関与するものです。

第2号イ 関係

- 障害のある人に対する医療の提供に関しては、①病状や治療についての説明をしてもらえなかったり、②通院に付添いの同行を求められるなどの実態があります。

第2号イは、このような実態を踏まえ、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすることを「不利益取扱い」と定義したものです。

第2号ロ 関係

- 障害のあるなしに関わらず、医療は本人の同意に基づいて行われることが求められています。

しかしながら、障害のある人は、その障害特性から、本人の意思を確認することが難しい場合があります。

特に、精神医療においては、任意入院時における治療の同意や、適正な入院手続の確保、入院後の隔離や拘束のあり方など、精神障害者（患者）の人権に関し、様々な配慮が求められています。

また、障害のある人は、家庭や地域での支援が困難なために、いわゆる「社会的入院」を余

儀なくされる場合があります。

第2号ロは、このような実態を踏まえ、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離することを「不利益取扱い」と定義したものです。

[解釈及び運用]

第2号イ 関係

- 第2号の「医療」とは、病院、診療所又は医療を受ける居宅等において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者から提供を受ける治療等のことで、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至る包括的なものです。

なお、いわゆる「民間療法」のようなものは、第2号の「医療」ではなく、第3号の「サービス」に該当すると解します。

- この条例では、「障害を理由」とした不利益取扱いを差別と定義していますが、当該不利益取扱いが「障害を理由」としたもののか否か、分かりにくい場合があります。

このため、第2号イでは、障害に起因して生じている具体的な状況により、人の生命、身体、財産に対する侵害が現に生じている場合、又は具体的な危険が切迫している場合には、「合理的な理由」があるものとし、医療の提供を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。

例えば、自閉症の方に歯の治療を行う際、パニックを起こしてしまい、治療を継続すると口腔内を傷つけてしまうおそれがある場合、本人の身体の保護のために当該医療の提供を中止(拒否)しても、「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。

- 「合理的な理由」については、医療提供者が「合理的な理由」がある状況について説明する必要があります。また、「合理的な理由」がある場合においても、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか検討する必要があります。

- 「医療の提供を制限し」とは、例えば、一般的には手術が必要であるのに、診察はするが「合理的な理由」なく手術をしないような場合のほか、本人又はその保護者に療法の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしない場合も該当します。

- 医療法第1条の4第2項は、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」と規定しています。

診療の際、医師等が、「障害を理由」として、こうした説明を行わないことは、「不利益取扱い」に該当します。

- 医師法第19条又は歯科医師法第19条の「正当な理由」がある場合は、障害のある人に対する診療を拒否しても、「不利益取扱い」や「合理的な配慮に基づく措置の欠如」に該当することはありません。

第2号ロ 関係

- 「法令に特別な定めがある場合」とは、精神保健福祉法第29条の規定による「措置入院」、第29条の2の規定による「緊急措置入院」、第33条の規定による「医療保護入院」及び第33条の7の規定による「応急入院」、並びに医療観察法第43条の規定による「入院医療」の場合をいいます。なお、精神保健福祉法に基づく入院について患者が退院を希望するときは、同法第38条の4により退院請求を行うことができます。
- 精神保健福祉法第20条の規定による「任意入院」は、「法令に特別な定めがある場合」には該当しません。ただし、同法第21条第3項又は第4項の規定により一時的に退院させない場合は、「法令に特別な定めがある場合」に該当するものとします。
- 「本人が希望しない」とは、本人の同意に基づかないことです。ただし、障害特性から本人の意思を確認することが難しい場合においても、可能な限り本人の意思を確認することが求められています。
- 「隔離」とは、内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ1人だけ入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいいます。

[不当な差別的取扱いと考えられる例]

- 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、厚生労働省が作成した「医療関係事業者向けガイドライン」では障害のある人に対する不当な差別的取扱いと考えられる例として、以下の事例が挙げられています。
 - サービスの利用を拒否すること。
 - ・ 医療機関や薬局において、人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、障害があることを理由に診療・入院・調剤等を拒否すること。特に、緊急の対応を要する場面も想定されることに十分留意が必要です。
 - ・ 正当な理由なく、医療機関や薬局内に、身体障害者補助犬を同伴することを拒否すること。
 - サービスの提供を制限すること(場所・時間帯などの制限)。
 - ・ 正当な理由なく、診察など後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること。
 - ・ 正当な理由なく、診察室や病室の制限を行うこと。
 - ・ 医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと。
 - サービスの利用に際し条件を付すこと(障害のない者には付さない条件を付すこと)。
 - ・ 正当な理由なく、保護者や支援者・介助者の同伴を診察・治療・調剤等の条件とすること。

- サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること。
- ・ 正当な理由なく、本人(本人の意思を確認することが困難な場合は家族等)の意思に反した医療の提供を行うこと又は意思に沿った医療の提供を行わないこと。
- ・ 正当な理由なく、病院や施設が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限すること。
- ・ 本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること。
- ・ 大人の患者に対して、幼児の言葉で接すること。
- ・ わずらわしそうな態度や、患者を傷つけるような言葉をかけること。
- ・ 診療等に当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠ること。

[合理的な配慮に基づく措置の例示]

○ 医療の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、適切な情報伝達方法の使用や補助者の付添いの承諾などが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 電光掲示板で順番を知らせている医療機関において、視覚障害者に直接声をかけて順番が来たことを知らせること。
- 聴覚障害のある人が診察を受ける際、手話通訳者や要約筆記者が同席することを承諾すること。
- 自閉症の子どもがパニックを起こさないよう、当日の治療や検査の内容を、絵や写真を利用するなど、工夫して本人に伝えること。
- 医療機関の出入口に段差解消のためのスロープを設置すること、或いは職員が必要な介助をすること。

(参 考)

参照条文等

◎医療法(昭和23年法律第205号)

(医療の理念、医療提供施設)

第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)、医療を受ける者の居宅等(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。)において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

(医療関係者の責務)

第1条の4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第1条の2に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

◎医療法・医師法解(厚生省健康政策局編 P15 1994 年)

「医療」とは必ずしも一義的に明白ではなく、歴史的にも変化しているが、一般的には医学の臨床的応用を意味するとされており、今日においては、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至る包括的な概念として捉えられている。

◎医師法(昭和23年法律第201号)

(診療に応ずる義務等)

第19条 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

(療養方法等の指導)

第23条 医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

◎歯科医師法(昭和23年法律第202号)

(診療義務及び診断書の取扱い)

第19条 診療に従事する歯科医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

(療養方法等の指導)

第22条 歯科医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

◎医療法・医師法解(厚生省健康政策局編 P430 1994 年)

「正当な事由」がある場合とは、医師の病気により診療が不可能な場合、休日・夜間診療所などによる急患診療が確保されている地域で休日、夜間など通常の診療時間以外の時間に来院した患者(症状が重篤である等直ちに必要な応急の措置を施さねば生命、身体に重大な影響が及ぶおそれがある患者を除く。)に対して休日・夜間診療等で診療を受けるよう指示する場合等社会通念上妥当と認められる場合に限られる。

◎精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)

(任意入院)

第20条 精神科病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

第21条 精神障害者が自ら入院する場合においては、精神科病院の管理者は、その入院に際し、当該精神障害者に対して第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で

定める事項を書面で知らせ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。

- 2 精神科病院の管理者は、自ら入院した精神障害者(以下「任意入院者」という。)から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、精神科病院の管理者は、指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、同項の規定にかかわらず、72時間を限り、その者を退院させないことができる。
- 4 前項に規定する場合において、精神科病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の4第1項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。)に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、前2項の規定にかかわらず、12時間を限り、その者を退院させないことができる。

(都道府県知事による入院措置)

第29条 都道府県知事は、第27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる。

第29条の2 都道府県知事は、前条第1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第27条、第28条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めたときは、その者を前条第1項に規定する精神科病院又は指定病院に入院させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第1項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。
- 3 第1項の規定による入院の期間は、72時間を超えることができない。

(医療保護入院)

第33条 精神病院の管理者は、指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要があると認めた者につき、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

(応急入院)

第33条の7 厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神科病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、その家族等の同意を得ることができない場合において、その者が、次に該当する者であるときは、本人の同意がなくても、72時間を限り、その者を入院させることができる。

- 一 指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第20条の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第34条第3項の規定により移送された者

(処遇)

第36条 精神科病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 精神科病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第1項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

(退院等の請求)

第38条の4 精神科病院に入院中の者又はその家族等(その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長)は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限(昭和63年厚生省告示第129号)

一 患者の隔離(内側から患者本人の意思によつては出ることができない部屋の中へ一人だけ入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、十二時間を超えるものに限る。)

二 身体的拘束(衣類又は綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。)

◎医療観察法(平成15年法律第110号)

(入院等の決定)

第42条 裁判所は、第33条第1項の申立てがあつた場合は、第37条第1項に規定する鑑定を基礎とし、かつ、同条第3項に規定する意見及び対象者の生活環境を考慮し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める決定をしなければならない。

一 対象行為を行つた際の精神障害を改善し、これに伴つて同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するため、入院をさせてこの法律による医療を受けさせる必要があると認める場合
医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定

(入院等)

第43条 前条第1項第一号の決定を受けた者は、厚生労働大臣が定める指定入院医療機関において、入院による医療を受けなければならない。

★用語説明

社会的入院	医学的には入院する必要がないのに、自宅で面倒がみれないなどの事情で入院していること。
措置入院	精神保健福祉法第29条の規定により、自傷他害のおそれがある精神障害者を、知事の命令で入院させること。
緊急措置入院	精神保健福祉法第29条の2の規定により、著しく自傷他害のおそれがある精神障害者を、知事の命令で72時間を限度に入院させること。
医療保護入院	精神保健福祉法第33条の規定により、精神保健指定医の診察の結果、本人の判断能力がなく医療及び保護のための入院が必要と認められる患者について、家族等のうちいずれかの者の同意により入院させること。
応急入院	精神保健福祉法第33条の7の規定により、精神保健指定医の診察の結果、本人の判断能力がなく直ちに医療及び保護のための入院が必要と認められる患者について、72時間を限度に入院させること。
任意入院	精神保健福祉法第20条の規定により、本人の同意に基づいて入院すること。

第2条第2項第3号(商品・サービスの提供における不利益取扱いの定義)

三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

[趣 旨]

商品・サービスの提供における「不利益取扱い」についての規定です。

[解 説]

- 商品・サービスの提供に当たっては、個人はすべてその人の意思に基づいて自由に契約を締結することができ、国家は干渉してはならないという「契約自由の原則」があります。

しかしながら、障害のある人が地域社会で自分らしく暮らすためには、障害のない人と同じように、自己決定に基づいて商品やサービスを自由に選択できることが必要です。特に、不特定多数の者を対象として定型的に行われる商品・サービスの提供は、障害のあるなしに関わらず、誰もが等しくそれを受ける機会が保障されるべき性質のものといえます。

この条例は、障害のある人が地域社会で自分らしく暮らすため、商品・サービスの提供に当たり、「契約自由の原則」に関して、障害のある人に対して一定の配慮を求めるものです。

- 障害のある人に対する商品及びサービスの提供に関しては、①入店を拒否されたり、②付添いの方がいてもサービスの提供を拒否されたり、③店で盲導犬の同伴を拒否されるなどの実態があります。

第3号は、このような実態を踏まえ、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益に取扱うことを「不利益取扱い」として定義したものです。

[解釈及び運用]

- 第3号の「サービス」には、有償無償を問わず、あらゆる商業サービス及び公共サービスを含みます。ただし、第1号の「福祉サービス」、第2号の「医療(サービス)」、第6号の「公共交通機関(運輸サービス)」などのように他の号で不利益取扱いを規定しているサービスについては、各号の適用を受けることにします。

- この条例では、「障害を理由」とした不利益取扱いを差別と定義していますが、当該不利益取扱いが「障害を理由」としたものか否か、分かりにくい場合があります。

このため、第3号では、障害に起因して生じている具体的な状況により、現にサービスの本質を著しく損ねている場合、又はサービスの本質を著しく損ねる状況が切迫している場合に

は、「合理的な理由」があるものとし、サービスの提供を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。

例えば、障害特性から、クラシックコンサートの最中に会場で大声を上げてしまった場合、当該サービスの提供に不可欠な静謐さを壊さないように当該サービスの提供を拒否しても、「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。

また、障害に起因して生じている具体的な状況により、人の生命、身体、財産に対する侵害が現に生じている場合、又は具体的な危険が切迫している場合に、「合理的な理由」があるものとし、サービスの提供を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。

例えば、遊園地の遊具に乗車中に本人の体調が急変した場合、本人の生命、身体の保護のために当該サービスの提供を中止(拒否)しても、「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。

- 「合理的な理由」については、事業者等が「合理的な理由」がある状況について説明する必要があります。また、「合理的な理由」がある場合においても、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか検討する必要があります。
- 「サービスの本質を著しく損なう場合」に該当するためには、他のお客様の受忍限度を超え、明らかにサービスの本質を著しく損なうような具体的な状況にあることについて説明が求められます。例えば、健常者であってもクラシックコンサートの最中に「くしゃみ」をしてしまうことはありますし、ベンチレーター(人工呼吸器)の音も席の取り方次第で周りの人に聞こえないような工夫をすることも可能です。
- 「サービスの提供を制限し、又条件を課し」とは、例えば、観光施設等に入場できる範囲を制限したり、旅行ツアーに参加の際に付添いを求めたりするなどの場合をいいます。
- 第3号に規定する「サービスの提供を拒否」に該当するためには、現にサービスの提供が拒否されることを要します。したがって、例えば、宿泊施設の約款等に障害のある人へのサービス提供を拒否する旨の条項があっても、実際に利用を拒否されなければ「不利益取扱い」には該当しません。

なお、上記の宿泊施設の約款のように、これまでの慣行等が背景にあって、構造的な差別の原因となるおそれのある問題については、この条例の第3章において規定している「推進会議」の仕組みにより、解決を図ることとしています。

[不当な差別的取扱いと考えられる例]

- 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、経済産業省が作成した対応指針では障害のある人に対する不当な差別的取扱いと考えられる例として、以下の事例が挙げられています。
 - 障害を理由として以下を行うこと。
 - ・窓口対応を拒否する。
 - ・対応の順序を後回しにする。

- ・資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ・説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求める等の条件を付ける。

〔合理的な配慮に基づく措置の例示〕

○ 商品・サービスの提供の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、適切な情報伝達方法の使用、補助者の付添い承諾、補助機器・人的援助の提供などが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 車イスを利用するお客様のために、商品の陳列方法を工夫したり、店員が陳列棚の高い位置にある商品を取るのを手助けすること。
- 視覚障害のあるお客様のために、店の通路にものを置かないこと。
- 知的障害のあるお客様が理解できるように、商品のカタログに写真やふりがなを入れること。
- 買い物リストを持ってきた知的障害のあるお客様のために、店員が商品を揃えてあげること。
- 窓口等で音声と文字の両方で案内をすること。
- 店のカウンターの高さを車イスに合わせること。

（参 考）

参照条文

◎身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）

（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）

第7条 国等、特殊法人は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴）

第8条 公共交通事業者等は、その管理する旅客施設及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

第9条 前2条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が

著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第10条 障害者の雇用の促進に関する法律第43条第1項の規定により算定した同項に規定する法定雇用障害者数が1人以上である場合の同項の事業主が雇用する同項の労働者の数のうち最小の数を勘案して政令で定める数以上の同項の労働者を雇用している事業主(国等を除く。)並びに当該事業主が同法第44条第1項の親事業主である場合の同項の子会社及び当該事業主が同法第45条第1項に規定する親事業主である場合の同項の関係会社(以下「障害者雇用事業主」という。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の使用により当該障害者雇用事業主の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第11条 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

第2条第2項第4号(労働者の雇用における不利益取扱いの定義)

四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

- イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
- ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。
- ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

[趣 旨]

労働者の雇用における「不利益取扱い」についての規定です。

[解 説]

- 労働者の雇用においては、企業が、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、原則として自由にこれを決定することができるという「採用自由の原則」があります。

しかしながら、労働は、単に生活の糧を得るための手段でなく、自らの知的・精神的・肉体的能力の発達と自己実現を図るものであり、社会の他の人々との直接的な共同・連帯関係を創り出していくものです。障害のある人が社会生活を営み、社会に積極的に参加するためには、障害のない人と同様に雇用の機会が保障されることが必要です。

この条例は、障害のある人が社会生活を営み、社会に積極的に参加するため、労働者の雇用において、「採用自由の原則」に関して、障害のある人に対して一定の配慮を求めるものです。

- 障害のある労働者の雇用をめぐるのは、①労働者の募集又は採用に関して、求人の段階で障害者というだけで断られる、②労働条件に関して、障害を理由に非正規職員扱いにされ、長年就業していても非正規職員のままで給料やボーナスが少ない、③解雇に関しては、向精神薬を飲んでいるとただただで解雇されるなどの現状があります。

こうした実態を踏まえ、第4号イにおいて、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすることを、第4号ロにおいて、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障害を理由として、不利益な取扱いをすることを、第4号ハにおいて、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いることを、それぞれ「不利益取扱い」と定義したものです。

〔解釈及び運用〕

- 「労働者を雇用する場合」とは、民法623条の雇用契約に限定せず、実態として使用従属関係があればこれに該当します。

なお、使用従属関係とは、就業始業時刻、休日休暇等の管理、作業内容や勤務場所、具体的な指揮命令、作業設備等の所有関係、労務提供と報酬の対価関係等の存在等により判断されます。

- 「募集」時の「不利益取扱い」とは、応募を受け付けないことや試験や面接を受けさせないことをいいます。

- この条例では、「障害を理由」とした不利益取扱いを差別と定義していますが、当該不利益取扱いが「障害を理由」としたものの可否か、分かりにくい場合があります。

このため、第4号では、障害に起因して生じている具体的な状況により、業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合には、「合理的な理由」があるものとし、障害のある人の採用を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。

例えば、(中途の)視覚障害者が運転手の業務を希望した場合、運転という業務の本質的部分を遂行することが不可能であるため、採用を拒否しても、「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いには当たりません。

なお、「合理的な理由」がある場合においても、事業者等は、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか検討する必要があります。

- 何が「業務の本質的部分」であるかは、①その業務を行うことが現実要求されているか、②その業務を行うにあたっての人員が限られているか、③その業務が高度に専門的なものかなどによって判断します。

具体的には、

- ① ファイル係の求人をしたが、実際には、ほとんど別の事務作業を行う場合は、ファイリングは「業務の本質的部分」には該当しません。

- ② ファイル係として就職したが、非常に忙しい事務所で、各従業員が多くの異なった職務を遂行しなければならない場合には、例えば、電話の対応もファイル係の「業務の本質的部分」となります。

なお、仕事量が時期によって変動する場合は、ピーク時の仕事量を基準に「業務の本質的部分」を判断します。

- ③ 中国市場への事業展開を考えている事業者が、中国語の通訳を募集した場合、ビジネスレベルの中国語能力は「業務の本質的部分」に該当します。

- 「遂行することが不可能である場合」とは、障害のある人が補助機器等を活用したり、労働環境を整備するなどの配慮をしても、なお業務を遂行することが不可能な場合をいいます。

- 第4号の規定は、個別の障害のある人の雇用の場面における「不利益取扱い」について規定したものであり、労働者雇用促進法の法定雇用率を満たしていても、「障害を理由」として採用を拒否すれば「不利益取扱い」に該当します。

- 労働分野における障害を理由とする差別を解消するための措置については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第13条において、改正障害者雇用促進法の定めるところによることとされました。改正障害者雇用促進法第36条第1項の規定に基づき「障害者差別禁止指針」が、同法第36条の5第1項の規定に基づき「合理的配慮指針」が策定されました。

[合理的な配慮に基づく措置の例示]

- 労働者の雇用の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、労働条件の設定や又は変更の際に適切な情報伝達方法を使用すること、労働条件及び就業環境における不利益の除去対策を講じること、障害に対する偏見や障害のある人に対するいじめの除去対策を講じることなどが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 車イスを利用する従業員のために、車イスが入る机を用意することなど、障害特性に応じた職場環境づくりをすること。
- 精神障害がある従業員のために、仕事のローテーションを組み替えること。
- 仕事を進めるに当たって障害特性を踏まえるとともに、本人の仕事に対する意欲や可能性に配慮すること。
- 知的障害がある従業員のために、工程の単純化等職務内容を工夫すること。
- 障害を持ったことによる休職後の職場復帰にあたり、単純に従前の職務が務まるかではなく、段階的な復帰や職種の転換を考慮すること。
- エレベーターのないビルをオフィスとして使用している企業において、車イスを利用する従業員を1階の業務に配置すること。

(参 考)

参照条文等

◎民法(明治29年法律第89号)

(雇用)

第623条 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

◎労働基準法(昭和22年法律第49号)

(均等待遇)

第3条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(定義)

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいう。

(退職時等の証明)

第22条

2 労働者が、第20条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に労働者が当該解雇以外の事由により退職した場合においては、使用者は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

◎労働契約法(平成19年法律第128号)

(解雇)

第16条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

◎障害者雇用促進法(昭和35年法律第123号)

(基本的理念)

第3条 障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。

(障害者に対する差別の禁止に関する指針)

第36条 厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「差別の禁止に関する指針」という。)を定めるものとする。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針)

第36条の5 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。)を定めるものとする。

(一般事業主の雇用義務等)

第43条 事業主は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

※ 障害者雇用率(法定雇用率):令和8年6月以降は()内の率。

民間企業…2.5%(2.7%)、特殊法人…2.8%(3.0%)、国・自治体…2.8%(3.0%)、
教育委員会…2.7%(2.9%)

※ 改正障害者雇用促進法により、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加された(平成30年4月1日施行)。

◎「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用について」(厚生労働省労働基準局長通達平成19年5月17日基発0517002号)

①小規模作業所等において行われる作業が訓練等を目的とするものである旨が定款等の定めにおいて明らかであり、②当該目的に沿った訓練等の計画が策定され、③小規模作業所等において作業に従事する障害者又はその保護者との間の契約等において、これら訓練等に従事することの合意が明ら

かであつて、④作業実態が訓練等の計画に沿ったものである場合には、当該作業に従事する障害者は、労働基準法第9条の労働者ではないものとして取り扱うこと。

◎三菱樹脂事件(昭和48年12月12日最高裁)

「憲法は、思想、信条の自由や法の下での平等を保障すると同時に、他方 22 条、29 条等において、財産権の行使、営業その他広く経済活動の自由をも基本的人権として保障している。それゆえ、企業者は、かような経済活動の一環としてする契約締結の自由を有し、自己の営業のために労働者を雇傭するにあたり、いかなる者を雇い入れるか、いかなる条件でこれを雇うかについて、法律その他による特別の制限がない限り、原則として自由にこれを決定することができるのであつて、企業者が特定の思想、信条を有する者をそのゆえをもつて雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないのである。」

第2条第2項第5号(教育における不利益取扱いの定義)

五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。

ロ 本人若しくはその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校(同法第1条に規定する学校をいう。)を決定すること。

[趣 旨]

教育における「不利益取扱い」についての規定です。

[解 説]

- 障害のあるなしにかかわらず、すべての幼児児童生徒には、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利が憲法で保障されています。また、平成18年12月に教育基本法が改正され、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」ことが新たに盛り込まれました。

第5号イ 関係

- 第5号イの趣旨は、すべての幼児児童生徒に、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園を含むあらゆる教育の場において、一人ひとりの教育的ニーズに即した適切な教育を受ける機会を保障することにあります。その際に重要なことは、障害のある幼児児童生徒に関わる関係者(保護者や教育、医療、保健、福祉等の関係機関)が、本人の意思を大切にしながら、話し合いの中で障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズを把握していくことです。保護者をはじめ関係者が十分に話し合い、よりよい手立てを講じていくことがこの条例の目指しているところです。

我が国では、現在、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が行われているところです。

特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

第5号イは、このような特別支援教育の理念を踏まえ、障害のある幼児児童生徒に必要と認められる適切な指導及び支援を行う特別支援教育を受ける機会を与えないことを「不利益

取扱い」として定義したものです。

第5号ロ 関係

- 第5号ロの趣旨は、学校教育法令等に基づく就学指導の仕組みを前提に、教育委員会に対して、本人や保護者の意見を十分に聴き、就学指導の過程や就学先における教育内容等について説明や情報提供を丁寧に行い、総合的な見地から就学先を判断することを求めたものです。

このことは、既に法令等において求められているところであり、新たなルールを定めるものではありません。

第5号ロは、そのような手続きを経ないで就学先を決定することを「不利益取扱い」として定義したものです。

[解釈及び運用]

第5号イ 関係

- 「本人に必要と認められる適切な指導及び支援」とは、障害のある幼児児童生徒に関わる関係者(保護者や教育、医療、保健、福祉等の関係機関)が連携しながら、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのニーズに対応した指導や支援を行うことをいいます。

なお、指導や支援の内容は、小学校又は中学校への就学指導においては市町村教育委員会が、就学中においては就学先の学校が、関係者と調整の上、決定します。

- 「機会を与えない」とは、そのような関係者間の調整によって決まった指導や支援を実施しないこと又は受けさせないことです。

なお、指導や支援の内容について、関係者間で調整がつかない場合は、「機会を与えない」とは解しません。

- 指導や支援を受ける機会を与えるに当たり、本人に必要な教育環境を整備することは、「合理的な配慮に基づく措置」と解します。

第5号ロ 関係

- 就学先の学校を決定するにあたり、教育委員会が学校教育法制に沿って本人や保護者の意見を聴いたり、必要な説明を行うという手続をとらないことが該当します。

- 「必要な説明」とは、①就学指導の手続、②学校における施設や設備の状況、③学校教育の内容、④地域で受けられる支援の状況、⑤専門的知識を有する者の意見の内容等についての説明を意味します。

なお、保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合は、必要な説明を行わないことにはなりません。しかし、この場合においても教育委員会が一方的に就学先の学校を決定する

ことは適切ではありません。このような場合、双方が地域相談員等の第三者を交えて話し合い、事案の解決を目指すことが、この条例において求められています。

- 就学指導における市町村教育委員会の判断に関しては、教育委員会や市町村の独立性・自主性についての配慮を定めた条例第33条の規定により、知事が、市町村教育委員会に対して勧告をしないこととしています。

[不当な差別的取扱いと考えられる例]

- 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、文部科学省が作成した対応指針では障害のある人に対する不当な差別的取扱いと考えられる例として、以下の事例が挙げられています。

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

[合理的な配慮に基づく措置の例示]

- 教育の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、幼児児童生徒、本人が理解できる情報伝達方法を用いることや、本人に必要な教育環境を整備することなどが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 障害特性に応じた教材を用意すること。
- 障害特性に応じた試験方法を行うこと。
- トイレの配慮など、校外学習等で本人が活動しやすいような条件を整えること。

(参 考)

参照条文等

◎憲法

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

(教育)

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

◎障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成16年5月27日参議院内閣委員会)

五 障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。

◎教育基本法(昭和22年法律第25号)

(教育の機会均等)

第4条

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

◎学校教育法(昭和22年法律第26号)

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第16条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

◎学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒のうち視覚障害者等について、第5条(第6条第2号において準用する場合を含む。)又は第11条第1項(第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

◎特別支援教育の推進について(文部科学省初等中等教育局長発 平成19年4月1日19文科初第125号)

7. 教育活動等を行う際の留意事項

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

◎特殊学級入級処分取消等請求事件(平成6年5月24日札幌高等裁判所)

「肢体不自由者に対する中学校普通教育において、該当不自由者を普通学級に入級させるか、あるいは特殊学級に入級させるかは、終局的には校務をつかさどる中学校長の責任において判断決定されるべきもので、本人ないしはその両親の意思によって決定されるべきものということとはできない。…このこと(就学先の決定権が教育委員会にあること)は、決して普通教育の衝にあたるものが子ども本人やその両親の意向を一方的に排除し、自らの判断のみによってこれを専断することを許容するものではない。…教育のあり方について、親は教師、国、地方公共団体等とともにそれぞれの役割を持ち、正当な役割にしたがって、教育の内容方法に関与することができる地位にあると解すべく、普通教育の過程の中でこの役割が生かされるよう期待し、その考えの実現に向けて努力することに対しては、行政においてもそれに相応しい誠実な対応がなされてしかるべき…」

第2条第2項第6号(建物等・公共交通機関の利用における不利益取扱いの定義)

六 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

[趣 旨]

建物等・公共交通機関における「不利益取扱い」についての規定です。

[解 説]

- 私たちは、日常、スーパーや病院や劇場、公民館や図書館や美術館、公園や駅など、さまざまな施設を利用し、それぞれのニーズにあったサービスの提供を受けています。また、自由に移動ができるということは、通勤・通学などの社会経済活動だけでなく、旅行・娯楽といった精神活動を行う上でも不可欠です。

障害のある人が、地域社会で生活して行くためには、建物や道路等の物理的な障壁の解消だけでなく、障害のない人と同じように、様々な施設を自由に利用できることや自由に公共交通機関を利用できることが重要です。

- 国際障害者年以降、ハートビル法や交通バリアフリー法(平成18年12月、両法は統合されバリアフリー新法に移行)が施行され、また自治体においても、福祉のまちづくり条例が制定されるなど、障害のある人の日常生活・社会生活におけるアクセスは、建物や道路等の障壁の解消、分かりやすい表示や表現方法などにより、改善が図られてきました。

しかしながら、未だにエレベーターのない建物、地下鉄の駅や高架の駅舎など、自由に移動することが困難な障害のある人のアクセシビリティを阻害する障壁は多く存在します。この条例は、「合理的な配慮に基づく措置」により、このような障壁を、可能なことから一つずつ解消していくことを目指しています。

第6号イ 関係

- 障害のある人が建物等を利用する場面では、①知的障害者が公共施設の利用を拒否された、②施設への車イスでの立ち入りを禁止されたなどの実態があります。

このような実態を踏まえ、第6号イは、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、又はこれに条件を課し、その他不利益に取扱うことを「不利益取扱い」として定義したものです。

第6号ロ 関係

- 障害のある人が公共交通機関を利用する場面では、身体障害者や知的障害者がバスの乗車拒否をされたなどの実態があります。

このような実態を踏まえ、第6号ロは、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすることを「不利益取扱い」として定義したものです。

〔解釈及び運用〕

第6号イ 関係

- この条例では、「障害を理由」とした不利益取扱いを差別と定義していますが、当該不利益取扱いが「障害を理由」としたものか否か、分かりにくい場合があります。

このため、第6号イでは、障害に起因して生じている具体的な状況により、建物の本質的構造を現に損傷している場合、又は建物の本質的構造を損傷する状況が切迫している場合には、「合理的な理由」があるものとし、施設の利用を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。

例えば、通路の幅を広げるなど施設の構造を変更してしまうと、代替不可能な文化的な価値を損ねてしまう場合には、「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。

- 「合理的な理由」については、事業者等が「合理的な理由」がある状況について説明する必要があります。また、「合理的な理由」がある場合においても、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか検討する必要があります。
- 「不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設」とは、千葉県福祉のまちづくり条例第2条第2項に規定する病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、学校その他不特定かつ多数の者が利用する建築物及び公共交通機関の施設、道路、公園その他の公共の用に供する施設をいいます。
- なお、面積等が、千葉県福祉のまちづくり条例又はバリアフリー新法の適用対象規模を下回る建物等であっても、この条例の対象となります。
- 第6号イに規定する「建物等の利用の拒否」に該当するためには、現に建物等への入場が拒否されることを要します。したがって、バリアフリー化が図られていない建物等が存在していても、実際に建物等への入場が拒否されなければ、「不利益取扱い」や「合理的配慮の欠如」に該当しません。

なお、建物等のバリアフリー化については、この条例の第3章において規定している「推進

会議」や、千葉県福祉のまちづくり条例、バリアフリー新法の仕組みにより、改善を図ることとしています。

第6号ロ 関係

- 「公共交通機関」とは、タクシー、バス、電車、航空機など、不特定多数の人が利用する交通機関のことをいいます。
- この条例では、「障害を理由」とした不利益取扱いを差別と定義していますが、当該不利益取扱いが「障害を理由」としたものか否か、分かりにくい場合があります。

このため、第6号ロでは、障害に起因して生じている具体的な状況により、人の生命、身体、財産に対する侵害が現に生じている場合、又は具体的な危険が切迫している場合に、「合理的な理由」があるものとし、公共交通機関の利用を拒否などしても不利益取扱いとは解しません。

例えば、気圧の変化や酸素濃度の低下により身体に悪影響を及ぼす障害を持っている人が航空機への搭乗を希望した場合、本人の生命、身体の保護のために航空機への搭乗を拒否しても「合理的な理由」があるとし、不利益取扱いとは解しません。

- 「合理的な理由」については、事業者等が「合理的な理由」がある状況について説明する必要があるとともに、また「合理的な理由」がある場合においても、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか検討する必要があります。

[不当な差別的取扱いと考えられる例]

- 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、国土交通省が作成した対応指針では障害のある人に対する不当な差別的取扱いと考えられる例として、以下の事例が挙げられています。

第6号ロ 関係

【鉄道事業関係】

- 障害があることのみをもって、乗車を拒否する。
- 障害があることのみをもって、乗車できる場所や時間帯を制限し、又は障害者でない者に対して付さない条件をつける。
- 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗車を拒否する。

【一般乗合旅客自動車運送業関係】

- 障害があることのみをもって、乗車を拒否する。
- 運転者が、乗車スペースがあると認識していたにもかかわらず、介助者や他の乗客への協力を依頼することなく車いす使用者だけ乗車を拒否する。
- 車いす使用者に対し、混雑する時間のバス利用を避けてほしいと言う。

- 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗車を拒否する。

【一般乗用旅客自動車運送業関係】

- 車いす使用者、白杖使用者等外見上障害者と認識して止まることなく、乗車を拒否する。又は障害者と認識した時点で、乗車を拒否する
- 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗車を拒否する。
- 障害者割引に対して、割引タクシー券の利用や領収書の発行を拒否する。

【対外旅客定期航路事業関係】

- 障害があることを理由に窓口手続きを拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害のみを理由に単独での乗船を拒否する。
- 船内宿泊の際、個室の予約を断る。
- 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗船を拒否する。

【国内旅客船業関係】

- 障害があることのみをもって、又は、障害を理由とした単独での乗船を拒否する。
- 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗船を拒否する。
- 船内宿泊の際、個室の予約を断る。

【航空運送業関係】

- 航空旅行に関して特段の支障等がない利用者に対し、診断書の提出を求める。
- 安全上の問題などがないにもかかわらず、障害のみを理由に搭乗を拒否する。
- 同伴者がいないことを理由に、軽度な歩行困難な利用者の搭乗を拒否する。
- 安全上の理由などがなく、座席制限が不要であるにもかかわらず、座席を制限する。
- 身体障害者補助犬法に基づく盲導犬、聴導犬、介助犬(以下、「身体障害者補助犬」という。)の帯同を理由として搭乗を拒否する。

[合理的な配慮に基づく措置の例示]

- 建物等・公共交通機関の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、バリアフリー化が考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

第6号イ 関係

- 自由な移動が困難な障害のある人のために駐車場を確保すること。

- 移動経路で高低差のある場所にスロープや手すり等を整備すること。
- オストメイトの方も利用できる多機能トイレを整備すること。
- 点字、拡大文字、音声等により館内を案内すること。

第6号ロ 関係

- 車イスを利用する人がタクシーを利用するときに運転手が乗降を介助すること。
- バス停の時刻表にノンステップバスの運行を表示すること。
- 駅員が知的障害のある人を電車のホームまで案内すること。
- 航空機の中で自由な移動が困難な障害のある人がトイレに行き来するときに、乗務員が援助すること。(排せつの介助は含まれない。)

(参 考)

参照条文等

◎千葉県福祉のまちづくり条例(平成8年条例第1号)

(定義)

第2条

2 この条例において、「公益的施設等」とは、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、共同住宅、事務所、学校その他不特定かつ多数の者が利用する建築物及び公共交通機関の施設、道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、その所有し、又は管理する施設等について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

◎バリアフリー新法(平成18年法律第91号)

(定義)

第2条

一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう。

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

ロ 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。第23号ハにおいて同じ。)

ハ 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般乗合旅客自動車運送事業者(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。)及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法(昭和24年法律第187号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。)を営む者

ヘ 航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの

十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

十五 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

(施設管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準に適合させなければならない。

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築をしようとするときは、当該特別特定建築物を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するよう維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で

必要な事項を付加することができる。

(特定建築物の建築主等の努力義務等)

第16条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 所管行政庁は、特定建築物について前2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

◎バリアフリー新法施行令(平成18年政令第379号)

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第9条 法第14条第1項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計2,000平方メートル(第5条第18号に掲げる公衆便所にあっては50平方メートル)とする。

◎移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成18年12月15日国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号)

旅客施設 1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上

◎地方自治法(昭和22年法律第67号)

(公の施設)

第244条

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

◎道路運送法(昭和26年法律第183号)

(運送引受義務)

第13条 一般旅客自動車運送事業者(一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。)は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

一 当該運送の申込みが第11条第1項の規定により認可を受けた運送約款(標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款)によらないものであるとき。

二 当該運送に適する設備がないとき。

三 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。

四 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める正当な事由があるとき。

(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

第30条

3 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

◎一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款

第3条（運送の引受け）

当社は、次条又は第4条の2第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

第4条（運送の引受け及び継続の拒絶）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- （一）当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- （二）当該運送に適する設備がないとき。
- （三）当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- （四）当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- （五）天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- （六）旅客が乗務員の旅客自動車運送事業等運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- （七）旅客が旅客自動車運送事業等運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。
- （八）旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- （九）旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- （十）旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- （十一）旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2

当社の禁煙車両(禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。)内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

★用語説明

ハートビル法	正式名称は、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)
交通バリアフリー法	正式名称は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)
バリアフリー新法	正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)

第2条第2項第7号（不動産の取引における不利益取扱いの定義）

七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

〔趣 旨〕

不動産の取引における「不利益取扱い」についての規定です。

〔解 説〕

- 不動産の売却や賃貸に当たり、その所有権者が、自由に相手を選んで契約を締結することは、「契約自由の原則」から認められています。

しかしながら、住まいは人の生活の基盤となるものであり、障害のある人が地域で暮らすためには、障害のない人と同様に自由に不動産の取引ができることが必要です。

この条例は、障害のある人が地域で暮らすため、不動産の売却や賃貸に当たり、「契約自由の原則」に関して、障害のある人に対して一定の配慮を求めるものです。

- 障害のある人が不動産の取引を行う場面では、①火の始末ができないかも知れない、②障害のある人の安全を保障できない、③車イスを使用されると建物が傷むなどの理由で契約を拒否されたりするなどの実態があります。

このような実態を踏まえ、第7号は、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすることを「不利益取扱い」として定義したものです。

- 障害のある人が地域で暮らすときに、住まいの場としてのグループホームは重要な社会資源です。しかし、いざグループホームをつくるとなると、「住宅地のグレードが落ちる」、「障害のある人とのトラブルが心配」など、障害のある人に対する誤解や偏見によって地域住民の反対に遭遇する事例も多く見られます。

この条例は、こうした住民の反対の声を「不利益取扱い」や「合理的な配慮に基づく措置の欠如」とするものではありませんが、障害のある人が地域で暮らしていくためには地域住民の理解が不可欠であることから、条例に基づく「推進会議」や「理解を広げる仕組み」を積極的に活用することにより、誤解や偏見の解消を図っていくこととしています。

〔解釈及び運用〕

- 「火の始末ができないかも知れない」、「障害のある人の安全を保障できない」という漠然とした理由で賃貸を拒否することは、「障害を理由」とした「不利益取扱い」と解します。

- 障害のある人の障害特性と災害時における避難方法を考慮して、賃貸する部屋を避難経路の近くにしたりなど、障害のない人と異なる取扱いをすることについて、科学的な根拠に基づく理由がある場合は、「障害を理由」とした「不利益取扱い」とは解しません。
- 「建物が傷む」という理由で賃貸を拒否することは、「不利益取扱い」に該当しない場合もありますが、建物の所有者には、建物を保護するための改造を承認するなどの「合理的な配慮に基づく措置」を講ずることができないか、話し合い、検討することが求められます。
- 「同居する者」とは、家族でなくても同居といえる状態があれば構いません。

[不当な差別的取扱いと考えられる例]

- 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、国土交通省が作成した対応指針では障害のある人に対する不当な差別的取扱いと考えられる例として、以下の事例が挙げられています。
 - 物件一覧表に「障害者不可」と記載する。
 - 物件広告に「障害者お断り」として入居者募集を行う。
 - 宅地建物取引業者(以下「宅建業者」という。)が、障害者に対して、「当社は障害者向け物件は取り扱っていない」として話も聞かずに門前払いする。
 - 宅建業者が、賃貸物件への入居を希望する障害者に対して、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。))その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。))があることを理由に、賃貸人や家賃債務保証会社への交渉等、必要な調整を行うことなく仲介を断る。
 - 宅建業者が、障害者に対して、「火災を起こす恐れがある」等の懸念を理由に、仲介を断る。
 - 宅建業者が、一人暮らしを希望する障害者に対して、一方的に一人暮らしは無理であると判断して、仲介を断る。
 - 宅建業者が、車いすで物件の内覧を希望する障害者に対して、車いすでの入室が可能かどうか等、賃貸人との調整を行わずに内覧を断る。
 - 宅建業者が、障害者に対し、障害を理由とした誓約書の提出を求める。

[合理的な配慮に基づく措置の例示]

- 不動産の取引の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、契約の締結に当たり適切な情報伝達方法を使用すること、不利益除去に必要な限度で不動産の改造について承諾することなどが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。
 - 重要事項の説明にあたり、聴覚障害者のために筆記等による丁寧な説明を行うこと。
 - 視覚障害者が契約をするときに、信頼できる第三者が立ち会うことを承諾すること。
 - 車イス用のスロープの設置など、障害のある人にとって必要な改造について承認する

こと。(ただし、賃借人に退去時の原状回復義務や原状回復に必要な担保の提供が課されることはある。)

★用語説明

原状回復

賃貸人の居住、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること。(国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(改訂版)」平成16年2月)

第2条第2項第8号(情報の提供等における不利益取扱いの定義)

ハ 情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

イ 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

ロ 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

[趣 旨]

情報の提供等における「不利益取扱い」についての規定です。

[解 説]

- コミュニケーションは、人としてすべての活動の基本となります。外国人とのコミュニケーションを確保するために通訳が必要なように、聴覚障害のある人とのコミュニケーションを確保するためには、手話通訳などが必要となります。

このようなコミュニケーション手段の確保は、単に障害のある人に対する配慮にとどまらず、障害のない人にとっても必要な配慮といえることができます。

- また、情報は、有効活用することによって日常生活や社会生活を豊かにしますが、一方、何らかの理由で情報を得ることができなくなると、生活する上で困ったり、社会的に不利な状況に陥ることもあります。

障害のない人と比べて、移動やコミュニケーションにハンディキャップのある障害のある人にとって、情報は、就労、教育、政治参加、余暇活動など社会生活のあらゆる場面において非常に重要であり、特に、災害時においては、適切な情報が提供されないと、直ちに生命・身体の危機に陥ることがあります。

- 障害のある人が情報の提供をしたり、受けたりする場面では、①必要な行政情報が行政無線(音声)でしか提供されない、②災害時に放送が聞こえないために食料や物資をもらえなかったなどの実態があります。

このような実態を踏まえ、第8号は、障害を理由として、障害のある人に対して情報を提供するときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすることや、障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすることを「不利益取扱い」として定義したものです。

- これまで、自治体内部において防災部局と福祉部局との連携が不十分であるなど、障害のある人等災害時要援護者への情報伝達体制が十分に整備されていなかったことから、千葉県では、国が平成18年3月に策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を受けて、

市町村と連携し、関係部局の情報の共有化や障害のある人の特性に応じた情報伝達方法を確保するなど、障害のある人等災害時要援護者への迅速・確実な伝達体制の整備に取り組んでいます。

- 近年、視覚障害や聴覚障害のある人に対する情報提供については、様々な技術が開発されており、こうした技術を活用して、障害者の社会参加の基礎となる各種情報の授受のハンディのない社会の実現が期待されています。

また、国においても、障害者等がこのような技術を利用できる機会を促進するための提言が行われています。

- なお、条例は法律の範囲でしか制定することができません。したがって、公職選挙法が適用となる選挙において、例えば、電話を利用できない聴覚障害者がFAXを利用して投票依頼をするなど、公職選挙法で制限、禁止されている行為は、この条例の対象とすることはできません。

[解釈及び運用]

- 回覧板などのように、みんなに伝える情報について、例えば、知的障害のある人は分からないだろうと判断して、情報提供をしないことは「不利益取扱い」に該当します。

- 「障害のある人に対して情報を提供するときに、これを制限し、又はこれに条件を課し」とは、障害のある人に対して、特定の媒体(手段)でしか情報を提供せず代替手段による情報提供を拒むことや、例えば、手話通訳等の付き添いを求めることをいいます。

また、「障害のある人が情報を提供するときに、これを制限し、又はこれに条件を課し」とは、障害のある人が情報を提供するときに、特定の媒体(手段)による情報提供や意思表示しか認めず代替手段による情報提供を拒むことや、例えば、手話通訳等の付き添いを求めることをいいます。

なお、このような「不利益取扱い」に該当する場合は、話し合いを通じて、「合理的な配慮に基づく措置」ができないか検討する必要があります。

[不当な差別的取扱いと考えられる例]

- 平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、総務省が作成した対応指針では障害のある人に対する不当な差別的取扱いと考えられる例として、以下の事例が挙げられています。

- 窓口対応を拒否又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウム等への出席等を拒むこと。
- 客観的に見て、人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、来訪の際に付き添い者の同行を求め、又は他の利用者と異なる手順を課すなど、正当な理由のない条件を付すこと。

[合理的な配慮に基づく措置の例示]

○ 情報の提供等の分野における「合理的な配慮に基づく措置」としては、国及び自治体等が、適切な情報伝達方法を使用して、公共的サービスを広報し、社会保障制度や災害情報等を周知すること、などが考えられますが、具体的な例としては、以下のようなことが挙げられます。

- 会議で手話通訳者の同席を認めること。
- 災害の緊急情報をビラの配付、音声、紙による掲示、ボランティアによる伝達など多面的な方法で提供すること。
- 知的障害のある人が理解しやすいように、資料に写真やふりがなを入れること。
- 障害のある人が理解しやすいホームページを作成すること。
- 障害のある人が情報機器を活用できるよう学習の機会を提供すること。
- 障害のある人が情報を得られるよう情報機器を用意又は提供すること。

(参 考)

参照条文等

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

(情報の利用におけるバリアフリー化)

第22条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

◎障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成16年5月27日参議院内閣委員会)

四 情報バリアフリー化の推進は、障害者等のコミュニケーションの保障に資するべきものであることにかんがみ、情報通信機器やアプリケーションの設計面のみならず、コンテンツや通信サービスについても、手話、文字、点字、音声等の活用による改善及び充実を促進すること。

◎災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月 内閣府防災担当〔災害時要援護者の避難対策に関する検討会〕)

…災害時要援護者(以下「要援護者」と略す。)の避難支援については、①防災関係部局と福祉関係

部局等の連携が不十分であるなど、要援護者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていないこと、②個人情報への意識の高まりに伴い要援護者情報の共有・活用が進んでおらず、発災時の活用が困難なこと、③要援護者の避難支援者が決められていないなど、避難行動支援計画・体制が具体化していないこと、の三つが大きな問題点として挙げられた。

…要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備が不可欠である。また、要援護者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定しておくことが必要である。

◎IT基本法(平成12年法律第144号)

第3条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

◎障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針(平成10年郵政省告示第515号)

第1 この指針は、障害者・高齢者が円滑に電気通信サービスを利用できるようにするため、電気通信設備に求められる機能等の指標を定めることにより、電気通信のアクセシビリティの確保を図り、もって情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

◎障害者・高齢者等情報処理機器アクセシビリティ指針(平成12年通商産業省告示第362号)

I 目的 情報化社会の進展に伴い、情報作成、情報伝達、情報収集等のために個人において情報処理機器の活用が一層浸透し、国民一人一人の日常生活において情報処理機器は必要不可欠な手段となりつつある。このような中で、情報処理機器を障害者・高齢者を含めて誰もが容易に利用できるようにすること(アクセシビリティ)は、極めて重要となっている。…(略)…障害者・高齢者等の機器操作上の障壁を可能な限り低減し、使いやすさを向上させることを目的とするものである。

◎憲法

(地方公共団体の機能)

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

◎地方自治法(昭和22年法律第67号)

(条例の制定)

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

◎公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(この法律の適用範囲)

第2条 この法律は、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、適用する。

第2条第3項 削除

※平成24年3月23日改正(条例第22号)

[解 説]

- 条例を制定した平成18年当時、児童に対する虐待や高齢者に対する虐待については、それぞれの法律(「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」)がありましたが、障害のある人に対する虐待については、法律が整備されていませんでした。

そこで、改正前の条例の第2条第3項で「障害のある人に対する虐待」について定義し、第9条乃至第11条で、すべての人に対して障害のある人への虐待を禁止するとともに、障害福祉サービス等従事者が虐待を発見した場合の通報や、県の措置などについて定めていました。

- 平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」という。)が成立し、平成24年10月1日から施行されることとなったことから、条例から虐待に関する規定を削除しました。
- 障害者虐待防止法では、第3条で「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定するとともに、第2条で、①養護者による虐待、②障害者福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待を「障害者虐待」と定義し、さらに、それぞれの場合の虐待行為として、
 - ・「身体的虐待」(外傷、暴行)
 - ・「性的虐待」(わいせつ行為)
 - ・「心理的虐待」(心理的外傷を与える行為)
 - ・「放棄、放任」(ネグレクト)
 - ・「経済的虐待」(不当な財産上の利益の取得)の5つの類型を列挙しています。
- また、第7条以降で、障害者虐待についての国民の通報義務や、通報を受けた市町村、県及び国による対応の仕組みなどについて規定しています。

(参 考)

参照条文

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成24年条例第22号)による改正前の障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成18年条例第52号)

(障害のある人に対する虐待の定義)

第2条第3項

- 3 この条例において「障害のある人に対する虐待」とは、次の各号に掲げる行為をいう。
- 一 障害のある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 二 障害のある人にわいせつな行為をすること又は障害のある人をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害のある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障害のある人を養護すべ

き職務上の義務を著しく怠ること。

四 障害のある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害のある人に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

五 障害のある人の財産を不当に処分することその他当該障害のある人から不当に財産上の利益を得ること。

◎障害者虐待防止法(平成23年6月24日法律第79号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)(以下「障害者福祉施設」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業、同条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第24項に規定する移動支援事業、同条第25項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第26項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業(以下「障害福祉サービス事業等」という。)に係る業務に従事する者をいう。

5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主(当該障害者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為

- イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前3号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

◎市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（P6）

平成27年3月 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
「障害者虐待の例」

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある) 【具体的な例】 ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る ・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放任	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考に作成

第3条(基本理念)

(基本理念)

第3条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

[趣 旨]

条例運用上の根本基準や適用上の注意事項についての規定です。

この規定は、実体的な効力が発生するものではありませんが、県民の意識や文化に働きかけていく要素の大きいこの条例においては、特に重要です。

[解 説]

第1項

- かつて障害のある人に対しては、社会の一員として認められるために「障害を克服することが先決」という考え方が根強くありました。しかしながらこの考え方は、障害のある人等を特別視するのではなく一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ望ましい姿であるとする「ノーマライゼーション」の考え方が世界中に浸透していくに従い変わっていきました。

そこで、第1項は、このような障害のある人に対する考え方の変化を踏まえ、「障害を克服した上で」ではなく、障害のある人が、障害を理由として差別を受けず、ありのままに・その人らしく、地域で暮らす権利があることを明らかにしています。

第2項

- 障害のある人に対する差別の多くは、障害のある人に対する誤解、偏見を含む理解の不足から生じています。

そこで、第2項は、このような現状を踏まえ、差別をなくす取組みは、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして行われなければならないことを明らかにしています。

第3項

- これまで障害のある人に対する差別の問題は、「差別をする人」と「差別をされる人」という対立の構図の上で議論されがちでしたが、差別をなくす取組は、このような対立構造を克服

し、「すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくる」という共通の視点に立って進めることが重要です。

そこで、第3項は、差別をなくす取組みは、誰もが差別をする側にも差別をされる側にもなり得ることを前提として、障害のある人もない人も、お互いに理解を深め、協力し合って進めることが重要であることを明らかにしています。

（参 考）

参照条文

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

（目的）

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第4条(県の責務)

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。

[趣 旨]

この条例では、主たる関係者として、県、市町村、障害のある人を含む県民を想定しています。

第4条は、基本的な県の責務についての規定です。

[解 説]

- 県の基本的な責務として、条例の実施全般に責任を持つこと、すなわち、知事部局のほか教育委員会、公安委員会等を含むあらゆる県の機関が、個々に施策を実施するのではなく、相互に連携し、部局横断的に調整を行いながら、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を、策定し、実施することを明らかにしています。

(参 考)

参照条文

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

(国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第7条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

第5条（県と市町村との連携）

（県と市町村との連携）

第5条 県は、市町村がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合にあつては、市町村と連携するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〔趣 旨〕

この条例では、主たる関係者として、県、市町村、障害のある人を含むすべての県民を想定しています。

第5条は、県と市町村の連携についての規定です。

〔解 説〕

- 障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組みを進める際、住民に最も身近な自治体であり、障害福祉サービスの大部分について実施責任を負う市町村の役割は、極めて重要です。

それぞれの市町村において、地域特性に応じた、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策が展開されることが期待されます。

- 市町村は、県と対等・協力関係にある自治体であり、特に、平成12年4月の地方分権一括法施行以後においては、県条例で「市町村の役割」を直接規定しない取扱いとなっています。したがって、第5条においては、市町村が、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施する場合、県は、当該市町村の要望を受けて、情報提供や技術的な助言等を行うこととしています。

（参 考）

参照条文

◎障害者総合支援法（平成17年法律第123号）

（市町村等の責務）

第2条 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。
- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

第6条(県民の役割)

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県民及びその関係者は、障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。

[趣 旨]

この条例では、主たる関係者として、県、市町村、障害のある人を含むすべての県民を想定しています。

第6条は、県民の役割についての規定です。

[解 説]

第1項

○ 障害のある人に対する理解を広げ差別をなくしていくためには、障害のある人も、自らの「暮らしにくさ」や思いを積極的に周囲に伝えていく努力をする必要があります。もちろんそのためには、周りの人が、障害を隠さざるを得ないような状況が現に存在していることを十分理解する必要があります。

第1項は、障害のある人が「暮らしにくさ」を伝えること、周りの人がこうした障害のある人の「暮らしにくさ」を理解することを求めています。

第2項

○ 障害のある人が自らの「暮らしにくさ」を周囲に伝えていくためには、障害のある人が発言できる機会を増やし、環境を整える必要があります。

第2項は、そうした観点から県や市町村が実施する障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に県民が協力することを求めています。

○ なお、県民の中で、障害のある人との関係は濃淡さまざまであることから、第6条の規定については努力義務としています。

（参 考）

参照条文

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

（差別の禁止）

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（国民の責務）

第8条 国民は、基本原則にのっとり、第1条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

◎障害者総合支援法(平成17年法律第123号)

（国民の責務）

第3条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

◎千葉県福祉のまちづくり条例(平成8年条例第1号)

（県民の責務）

第6条 県民は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら進んで福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 県民は、県又は市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

第7条(財政上の措置)

(財政上の措置)

第7条 知事は、県の財政運営上可能な範囲内において、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

[趣 旨]

県の財政上の措置についての規定です。

[解 説]

- 障害のある人の暮らしやすい社会をつくるため、県では、「第三次千葉県障害者計画」に盛り込まれた施策のほか、福祉や雇用、建物バリアフリー化など、さまざまな施策を実施しています。

障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組を推進するため、これらの施策の着実な実行と一層の充実が図れるよう、財政上の措置を講ずる旨を定めたものです。

[解釈及び運用]

- 「県の財政運営上可能な範囲内」とは、収支の状況等を勘案し、財政運営に支障を及ぼさない範囲のことをいいます。

(参 考)

参照条文

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

(法制上の措置等)

第12条 政府はこの法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

◎千葉県福祉のまちづくり条例(平成8年条例第1号)

(財政上の措置)

第12条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

★用語説明

第三次千葉県 障害者計画	平成16年7月に千葉県が策定した、県における障害施策の中長期的な方向性と具体的な施策展開を定めた計画。計画期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間。
-----------------	--

第2章 差別の事案の解決

差別を禁止するとともに、個別事案の解決のための仕組みについて規定しています。

第1節 差別の禁止

第8条(差別の禁止)

(差別の禁止)

第8条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないこと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。

[趣 旨]

障害のある人に対する差別の禁止とその適用を除外する場合を定めた規定です。

[解 説]

差別の禁止

- 第8条は、第2条第2項で定義した「差別」を禁止しています。これにより、第2条第2項各号で列挙した「不利益取扱い」や「合理的な配慮に基づく措置の欠如」が、この条例において禁止されることになります。

なお、第8条に規定する障害のある人には、第2条第2項第7号で規定する「障害のある人と同居する者」が含まれます。

適用除外

- 障害のある人のニーズは多種多様であり、必要とされる支援も様々です。一方、この条例は行政のみならず様々な立場の事業者等を対象とするものですが、事業者の規模や経営状況もまた多様です。また、例えば、建築物の構造等に関わる「合理的な配慮に基づく措置」については、新築に伴って行う場合と既存物件の改修に伴って行う場合では負担が大きく異なることがあります。

このような多種多様なケースがある中で、形式的に該当する行為をすべて「差別」と位置づけることは必ずしも適当ではありません。このため、第8条ただし書では、第2条第2項に規定する「不利益取扱い」又は「合理的な配慮に基づく措置」が社会通念に照らして過重な負担になる場合には、第8条を適用しないこととしています。

[解釈及び運用]

- 「合理的な配慮に基づく措置」とは、個別の場合において、障害のある人が、障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むための必要な調整及び変更をいいます。

どのような「措置」が求められるかは、当該障害のある人の性別、年齢、障害の状態及びその障害に応じた支援ニーズに基づき判断します。また、その「措置」の合理性は、措置を講ずることにより当該障害のある人が受ける障壁（バリア）の軽減の程度及びその軽減方法の妥当性により判断するものとします。

- 「過重な負担」であるか否かは、判断時における①当該措置の実現可能性、②当該措置を講ずる場合に必要とされる費用、及び当該費用を支出することによる事業等への影響、③事業主等の資産の規模、④当該措置を講ずるに当たって、事業主等が利用できる財政的又はその他の支援等を考慮して判断します。

なお、「当該措置の実現可能性」とは、技術的な問題など、金銭のみでは解決できない事情の有無をいいます。

- 事業者等が当該事案において「合理的な配慮に基づく措置」を行うことが「過重な負担」であることを主張する際には、具体的な根拠及び資料に基づき説明する必要があります。

(参 考)

参照条文

◎障害者基本法(昭和45年法律第84号)

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

◎障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成16年5月27日参議院内閣委員会)

- 三 障害者に対する障害を理由とする差別や権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な措置を検討すること。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整

であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が

本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

◎障害者権利条約（平成18年12月13日 国連総会採択）

ARTICLE 2 - DEFINITIONS

（略）

“Reasonable Accommodation” means necessary and appropriate modification and adjustments not imposing a disproportionate or undue burden, where needed in a particular case, to ensure to persons with disabilities the enjoyment or exercise on an equal basis with others of all human rights and fundamental freedoms;

（略）

日本語訳（川島聡・長瀬修 仮訳）

第2条一定義

「合理的な配慮」とは、特定の場合において必要とされる、障害のある人に対して他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、不釣り合いな又は過度な負担を課さないものをいう。

◎ADA[障害を持つアメリカ人法]（1990年）

第102項

(a) いかなる適用事業体も、求人手続、従業員の採用や昇進、解雇、報酬、訓練、及びその他の雇用条件や従業員の特典に関して、資格のある障害者を障害ゆえに差別してはならない。

(b)(a)で用いられている「差別」には以下の意味が含まれる。

- (5) …障害者の既知の身体的・精神的制限に対する適切な設備(配慮)を行わないこと。ただし、適用事業体の事業の運営に不当な困難をもたらすことが実証できる場合はその限りではない。

第 101 項(10) 不当な困難の定義

一般的に以下に示された要素から見て著しい困難又は出費を伴う行為を指す。

- ・ 設備(配慮)の性質と費用
- ・ 施設の総財源、その施設に雇用されている従業員の数、費用及び財源への波及効果あるいは反対にそのような設備(配慮)が施設の稼動に及ぼす影響
- ・ 適用事業体の総財源、従業員数からみた適用事業体の全体規模、施設の数・種類・及び位置
- ・ 事業体の労働力の構成、構造、機能を含む適用事業体の事業種別又は事業、適用事業体における該当する施設の地理的孤立性、管理、財政上の関係

◎DDA[イギリス障害者差別禁止法](1995年)

第 5 条 「差別」の意味

2 …以下の場合にもまた、雇用主は障害者を差別したものとされる。

- (a) 障害者に関連して第 6 条で課される義務を履行せず、
- (b) その義務を履行しないことが正当であることを証明できない場合

第 6 条 雇用主の調整義務

1 …障害をもたない者と比較した場合に、障害者に相当の不利益を及ぼしているときには、雇用主は当然のこととして当該事案のあらゆる状況において影響を及ぼすことを防止するための対策を講ずる義務を負う。

4 第1項を履行するための特定の対策を雇用主が講じなければならない合理性を判断するためには、以下の点が考慮されなければならない。

- (a) 当該対策が当該影響を軽減する程度
- (b) 雇用主による対策の実行可能性の程度
- (c) その対策を講ずる場合に雇用主が負担する財政上の及び他の諸費用、並びにその対策に伴う雇用主の諸活動に与える負担の程度
- (d) 雇用主の財源及び他の蓄積の程度
- (e) その対策を講ずるに当たって、雇用主が利用できる財政的又はその他の支援

第9条乃至第11条 削除

※平成24年3月23日改正(条例第22号)

〔解 説〕

- 条例を制定した平成18年当時、児童に対する虐待、高齢者に対する虐待については、それぞれ法律(「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」)がありましたが、障害のある人に対する虐待については、法律が整備されていませんでした。

そこで、改正前の条例においては、第2条第3項で「障害のある人に対する虐待」について定義し、第9条乃至第11条で、

- ・ 障害のある人への虐待の禁止(第9条)
- ・ 障害福祉サービス等従事者が虐待を発見した場合の関係機関への通報(第10条)
- ・ 県が通報を受けた場合の措置(第11条)

について、定めていました。

- 平成23年6月に障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月1日から施行されることになったことから、条例から虐待に関する規定を削除しました。
- 障害者虐待防止法では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」という一般的な禁止規定を設けるとともに、①養護者による虐待、②障害者福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待を「障害者虐待」と定義し、それに対する国民の早期発見や通報の義務、市町村、県及び国による対応の仕組みなどを定めています。
- 市町村や県は、①～③の虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した人からの通報や、虐待を受けた人からの届出を受けた場合、事実の確認、法律上の権限行使、必要な福祉サービス等の検討などを通じて、虐待を受けた障害のある人の保護や自立の支援、養護者に対する支援を行います。

また、障害者虐待の防止等を図るため、関係機関・団体との連携の強化、人材の確保・育成、広報・啓発活動などに取り組みます。

- なお、障害者虐待防止法では、①～③の虐待以外に、学校、医療機関、保育所等を利用する障害者への虐待を防止するため、それぞれの長や管理者に対して、障害や障害のある人に関する理解を深めるための職員等への研修の実施や普及啓発、虐待に関する相談体制の整備など、必要な措置を講ずることを求めています。

(参 考)

参照条文

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成24年条例第22号)による改正前の障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成18年条例第52号)

(障害のある人に対する虐待の定義)

第9条 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

(通報)

第10条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス又は同条第17項に規定する相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)に従事する者(以下「障害福祉サービス等従事者」という。)は、障害福祉サービス等を利用する障害のある人について、他の障害福祉サービス等従事者が障害のある人に対する虐待を行った事実があると認めるときは、速やかに、これを関係行政機関に通報するよう努めなければならない。

2 障害福祉サービス等従事者は、前項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(通報を受けた場合の措置)

第11条 県が前条第1項の規定による通報を受けたときは、知事は、障害福祉サービス等の事業の適正な運営を確保することにより、当該通報に係る障害のある人に対する虐待の防止及び当該障害のある人の保護を図るため、障害者自立支援法の規定による権限を適切に行使するものとする。

◎障害者虐待防止法(平成23年6月24日法律第79号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(障害者に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第7条 養護者による障害者虐待(18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

- 3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

第17条 市町村は、前条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第19条 市町村が第16条第1項の規定による通報若しくは同条第2項の規定による届出を受け、又は都道府県が第17条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第21条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第22条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

第23条 市町村は、前条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第24条 都道府県は、第22条第1項の規定による通報、同条第2項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

(報告を受けた場合の措置)

第26条 都道府県労働局が第24条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和22年法律第49号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第29条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、

生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第30条 保育所等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第31条 医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

2節 地域相談員等

第12条及び第13条 削除

※平成24年3月23日改正(条例第22号)

[解 説]

- 改正前の条例においては、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者相談員及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者相談員は、当該法律に規定する業務の一部として、差別に該当する事案に関する相談に係る業務を行うものとされていました。
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)[第2次一括法]による身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の改正に伴い、身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する業務が、平成24年4月1日に県から市町村に移譲されたことから、規定の整備のため削除したものです。
※
- なお、身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、引き続き、この条例の第14条第1項の「障害のある人に関する相談を受ける者」として委託することとなります。

(参 考)

参照条文

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の一部を改正する条例(平成24年条例第22号)による改正前の障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成18年条例第52号)

(身体障害者相談員)

第12条 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第2項に規定する身体障害者相談員は、同条第1項に規定する業務の一部として、差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)に関する相談に係る業務を行うものとする。

(知的障害者相談員)

第13条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第2項に規定する知的障害者相談員は、同条第1項に規定する業務の一部として、対象事案に関する相談に係る業務を行うものとする。

第14条(相談業務の委託)

(相談業務の委託)

第14条 知事は、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者その他第30条第1項各号に掲げる分野に関し優れた識見を有する者のうち適当と認める者に委託して、差別に該当する事案(以下「対象事案」という。)に関する相談に係る業務を行わせることができる。

2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)に基づき設置された千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員である者に委託を行う場合は、この限りでない。

[趣 旨]

この条例が地域相談員として定めている相談員への差別に該当する事案に関する相談に係る業務の委託についての規定です。

[解 説]

第1項

○ この条例は、障害のある人の日常生活・社会生活の様々な場面における差別を対象事案として想定しています。したがって、事案の解決に携わる相談員も、様々な知識経験を有する方に協力いただくことが望まれます。

そこで、第1項は、身体障害者相談員、知的障害者相談員など、障害のある人に関する相談を受ける方、人権擁護の業務経験を有する方や、福祉、雇用、教育など、様々な分野に関して優れた見識を持つ方に地域相談員の業務を委託することを定めています。

委託を受けた地域相談員は、これまでの経験と知識を生かし、相談、関係者への説明・助言・調整、関係行政機関の紹介等を行ないます。

○ 地域相談員には、当事者だけだと、とかく感情的になりがちな話し合いの場において、公正な第三者的な立場から双方の言い分をよく聴いて意思疎通を図り、当事者と一緒になって知恵を絞りながら問題解決に取り組むという役割が求められています。

地域相談員には、特に差別をしたとされる人の言い分をよく聞き、それが無理解や誤解、偏見から生じた行為であれば、丹念に誤解等を解くことから始める態度が求められます。

第2項

- 身体障害者相談員又は知的障害者相談員以外の地域相談員の委託に当たっては、予め具体的な任用要件を一律に定めることが困難であるため、「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」において個別に審査し、知事が業務委託します。

なお、委託を行う者が身体障害者相談員又は知的障害者相談員である場合は、市町村が法律に定める資格要件を確認の上、身体障害者相談員又は知的障害者相談員として委託をするため、「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」の意見を聴く必要はないものとしています。

(参 考)

参照条文

◎人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)

(委員の職務)

第11条 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

- 一 自由人権思想に関する啓もう及び宣伝をなすこと。
- 二 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- 三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- 四 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
- 五 その他人権の擁護に努めること。

◎身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

(身体障害者相談員)

第12条の3 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと(次項において「相談援助」という。)を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と見識を持っている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

3 前2項の規定により委託を受けた者は、身体障害者相談員と称する。

4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(第18条の2において「障害福祉サービス事業」という。)、同法第5条第18項に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

- 5 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

◎知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)

(知的障害者相談員)

第15条の2 市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。)の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと(次項において「相談援助」という。)を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と見識を持っている者に委託することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあっては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

- 3 前2項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。

- 4 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(第21条において「障害福祉サービス事業」という。)、同法第5条第18項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

- 5 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

第15条(業務遂行の原則)

(業務遂行の原則)

第15条 前条第1項に規定する業務を行う相談員(以下「地域相談員」という。)は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行わなければならない。

2 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。

[趣 旨]

地域相談員の業務遂行姿勢等についての規定です。

[解 説]

第1項

○ 地域相談員は、その業務を遂行するに当たり、一方の当事者の立場に偏るのではなく、公正な第三者的立場から双方の言い分をよく聴いて意思疎通を図り、当事者と一緒になって知恵を絞りながら問題解決に取り組む必要があります。

このため、第1項では、地域相談員の業務遂行姿勢として、関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行うことを求めています。

第2項

○ 地域相談員が業務を遂行する際、個人のプライバシーに深く関わることから、第2項において地域相談員に守秘義務を課しています。

○ この条例では、地域相談員の守秘義務違反に対しては、罰則を課していません。

これは、地域相談員と同様に個人のプライバシーに関わる人権擁護委員、民生委員に守秘義務違反に対する罰則がないことから、それらの規定とのバランスを考慮したものです。

なお、地域相談員が守秘義務に違反したときは、業務委託の取消し等を行います。

[解釈及び運用]

○ 「業務上知り得た」とは、業務遂行上収集した情報だけでなく、偶然知ることとなった情報も含まれます。

○ 「秘密」とは、一般に了知されていないことであって、それを一般に知られることが一定の利益の侵害になると客観的に認められるものをいいます。

○ 「その業務を終了した後も同様」とは、地域相談員業務の委託を解かれ、地域相談員でな

くなった後も、業務中に知り得た秘密の保持を求めるものです。

（参 考）

参照条文

◎身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

(身体障害者相談員)

第12条の3

5 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

◎知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)

(知的障害者相談員)

第15条の2

5 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

◎人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)

(委員の服務)

第12条

2 人権擁護委員は、その職務を執行するに当つては、関係者の身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。

◎民生委員法(昭和23年法律第198号)

第15条 民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第16条(広域専門指導員)

(広域専門指導員)

第16条 知事は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、千葉県行政組織条例第17条第4項に規定する健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに、広域専門指導員として委嘱することができる。

一 地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。

二 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。

三 第22条第2項に規定する調査に関すること。

2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ調整委員会の意見を聴かなければならない。

[趣 旨]

広域専門指導員についての規定です。

[解 説]

第1項

○ 広域専門指導員は、地域における相談活動全体をマネジメントする専門職員として、以下の職務を行います。

- 地域における相談活動の要として、対象事案に対する相談活動を統括し、地域相談員に対し、対応方針の決定の支援や、相談ノウハウや専門知識についての助言・指導、関係機関との連携・調整などを行い、円滑な相談活動を確保します。また、円滑な相談活動に資するため、広報・啓発活動を実施します。
- 相談活動を通じ、円滑な相談活動を実施するためのノウハウを蓄積し、その成果を「障害のある人の相談に関する調整委員会」へ報告することで、制度の継続的な改善につなげます。
- 知事に対し助言・あっせんの申立のあった事案について、第22条第2項の規定により、調査を行います。

○ 広域専門指導員は、千葉県の会計年度任用職員であり、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の地方公務員です。(地方公務員法の改正を受け、令和2年4月から一般職として整理。)

第2項

○ 広域専門指導員は、その役割の重要性から、千葉県行政組織条例に基づく知事の附属

機関である「千葉県障害のある人の相談に関する委員会」において個別に審査し、知事が委嘱します。

（参 考）

参照条文

◎地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

◎千葉県行政組織条例(昭和32年条例第31号)

(設置等)

第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

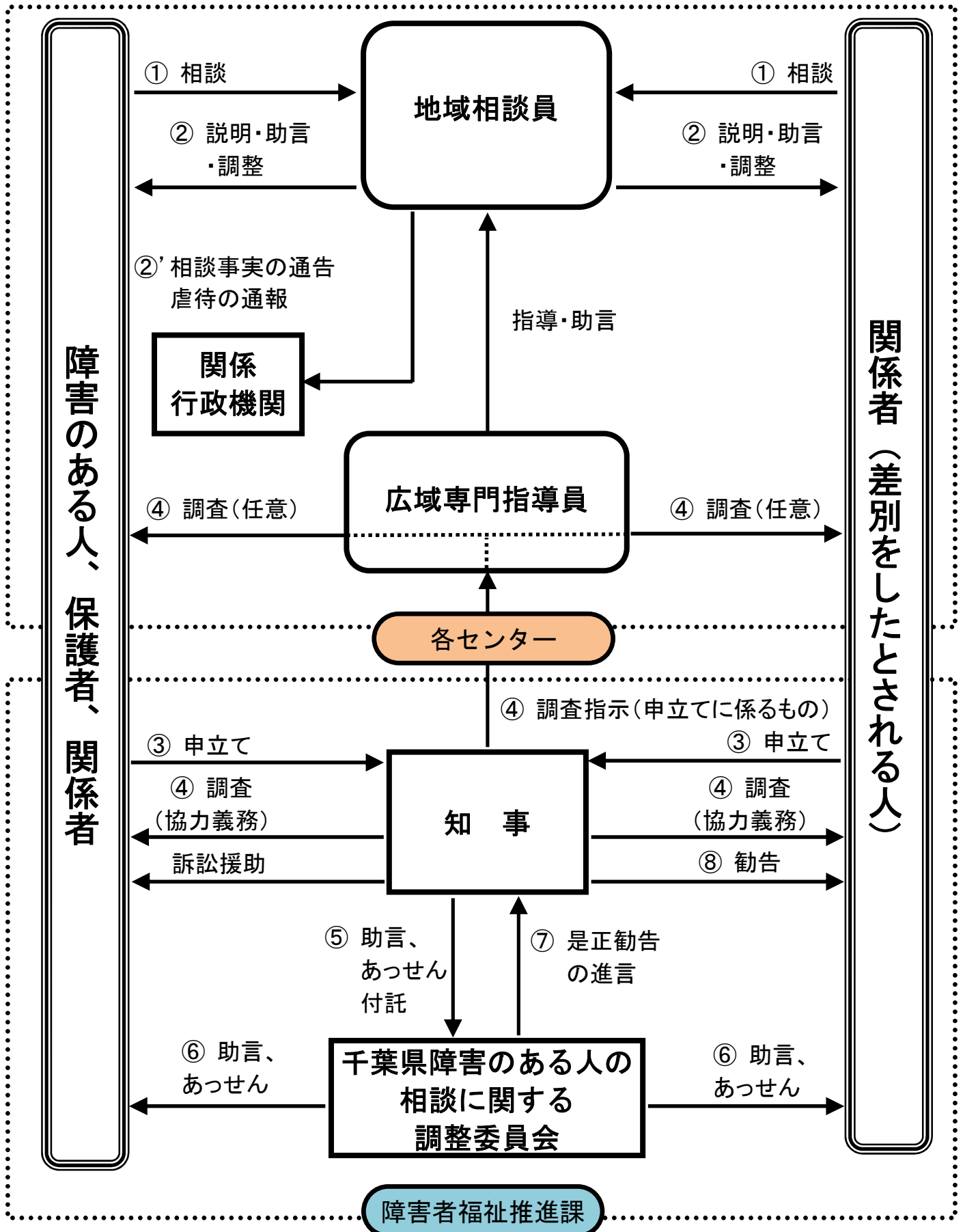
別表第2

附属機関名	担任する事務
略	略
千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成18年千葉県条例第52号)第14条第2項、第16条第2項及び第31条第2項の規定による意見を具申し、同条例第23条第1項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第24条第1項の規定による勧告について建議し、同条例第26条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項(同条例の解釈指針の策定を含む。)を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例案に対する附帯決議(平成18年10月5日千葉県議会健康福祉常任委員会)

- 一 第16条に規定する広域専門指導員の委嘱に当たっては、広域専門指導員が事案解決のために重要な役割を担うこと、活動に際し専門的な見識や中立性が求められること等に鑑み、市町村から推薦のあった候補者の中から適任者を選考すること。また、広域専門指導員の数は、効率的で責任のある相談体制を確保する観点から、健康福祉センターの所管区域及び保健所を設置する市の区域ごとに1名とすること。

対象事案解決の仕組み



◇県の健康福祉センター所管区域及び保健所を設置する市(平成28年4月1日現在)

健康福祉センター名等	区域内市町村	広域専門指導員の配置場所
習志野健康福祉センター	習志野市、八千代市、鎌ケ谷市	習志野健康福祉センター
市川健康福祉センター	市川市、浦安市	市川健康福祉センター
松戸健康福祉センター	松戸市、流山市、我孫子市(注1)	松戸健康福祉センター
野田健康福祉センター	野田市	野田健康福祉センター
印旛健康福祉センター	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	印旛健康福祉センター
香取健康福祉センター	香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取健康福祉センター
海匝健康福祉センター	銚子市、旭市、匝瑳市	海匝健康福祉センター
山武健康福祉センター	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町	山武健康福祉センター
長生健康福祉センター	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	長生健康福祉センター
夷隅健康福祉センター	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	夷隅健康福祉センター
安房健康福祉センター	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房健康福祉センター
君津健康福祉センター	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津健康福祉センター
市原健康福祉センター	市原市	市原健康福祉センター
千葉市保健所	千葉市	中央障害者相談センター
船橋市保健所	船橋市	中央障害者相談センター分室 (船橋フェイスビル7階)
柏市保健所	柏市	東葛飾障害者相談センター

(注1) 東葛飾障害者相談センターが我孫子市内にあることから、
我孫子市内の相談は、東葛飾障害者相談センターで受け付けることとしている。

第17条(指導及び助言)

(指導及び助言)

第17条 地域相談員は、対象事案に係る相談について、必要に応じ、広域専門指導員の指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門指導員は、前項の求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

[趣 旨]

地域相談員と広域専門指導員の関係についての規定です。

[解 説]

第1項

- 対象事案を円滑に解決するためには、地域相談員と広域専門指導員が密接に連携して活動することが重要です。

このため、第1項では、地域相談員は、相談活動に当たり、①相談活動についての助言や支援、②地域の福祉資源についての情報、③相談支援技術等の研修など、担当区域の広域専門指導員の指導・助言を受けることができますとしています。

第2項

- また、第2項では、広域専門指導員は、地域における相談活動の要として、①相談員の相談技術の向上、②相談にあつて必要となる地域の福祉資源とその活用に関する情報の提供など、担当区域の地域相談員の活動を支援・指導することとしています。

第18条(協力)

(協力)

第18条 地域相談員以外の、障害のある人に関する相談を受け、又は人権擁護を行うものは、知事、地域相談員及び広域専門指導員と連携し、この条例に基づく施策の実施に協力するよう努めるものとする。

[趣 旨]

地域における連携・協力についての規定です。

[解 説]

○ 障害のある人の相談については、障害者総合支援法による一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、児童福祉法による障害児相談支援事業者、更生相談所(障害者相談センター)、中核地域生活支援センター、社会福祉協議会、人権110番などの相談機関や、人権擁護委員、民生委員・児童委員など、さまざまな機関や相談の仕組みがあります。

また、平成28年4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されることにより、市町村にも差別に関する相談窓口が設置されることになります。

円滑で実効性のある相談活動を行うためには、これらの機関が連携協力して事案の解決を図ることが望まれます。

第18条は、これらの機関や相談員がこの条例の仕組みを活用して、事案の解決を図ることができるよう、機関相互の連携について定めたものです。

(参 考)

参照条文

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第19条(職務遂行の原則)

(職務遂行の原則)

第19条 広域専門指導員は、対象事案の関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその職務を行わなければならない。

2 広域専門指導員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

[趣 旨]

広域専門指導員の職務遂行姿勢等についての規定です。

[解 説]

第1項

- 広域専門指導員は、その職務を遂行するに当たり、一方の当事者の立場に偏るのではなく、公正な第三者的立場から問題解決に取り組む必要があります。

このため、第1項では、地域相談員と同様に広域専門指導員の職務遂行姿勢として、関係者それぞれの立場を理解し、誠実にその業務を行うことを求めています。

第2項

- 広域専門指導員は、職務を遂行する際、相談内容が個人のプライバシーに深く関わることから、第2項において、広域専門指導員に守秘義務を課しています。
- 守秘義務に違反した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。

[解釈及び運用]

- 「職務上知り得た」とは、職務遂行上収集した情報だけでなく、偶然知ることとなった個人のプライバシーに関する情報も含まれます。
- 「秘密」とは、一般に了知されていないことであって、それを一般に知られることが一定の利益の侵害になると客観的に認められるものをいいます。
- 「その職を終了した後も同様」とは、広域専門指導員の職を解かれ、広域専門指導員でなくなった後も、職務中に知り得た秘密の保持を求めるものです。

(参 考)

参照条文

◎地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(罰則)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

二 第34条第1項又は第2項の規定(第9条の2第12項において準用する場合を含む。)に違反して秘密を漏らした者

◎個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であつた者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

◎個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年12月27日条例第37号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(千葉県個人情報保護条例の廃止)

2 千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 次の各号に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第12条第3項、第13条第3項又は第14条の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に掲げる個人情報(以下「旧個人情報」という。)、その業務に関して知り得た旧個人情報又はその職務上知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

一 この条例の施行前において旧条例第二条第四号に掲げる実施機関(以下「旧実施機関」という。)から旧条例第十二条第一項の委託を受けた事務に従事していた者

二 この条例の施行前において旧指定管理者(この条例の施行前において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて県が指定していたものをいう。以下同じ。)の公の施設の管理の業務に従事していた者

三 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であつた者のうち、この条例の施行前において旧個人情報を取り扱っていた者

4 この条例の施行の日前に旧条例第15条第1項若しくは第2項(旧条例第30条第2項及び第39条第3項において準用する場合を含む。)、第30条第1項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第47条第1項中「審議会」とあるのは「千葉県個人

情報保護審議会条例(令和4年千葉県条例第38号)第1条に規定する審議会(以下「新審議会」という。))と、旧条例第49条中「審議会」とあるのは「新審議会」とする。

- 5 千葉県個人情報保護審議会条例(令和4年千葉県条例第38号)附則第4項の規定による改正前の千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)別表第2に規定する千葉県個人情報保護審議会の委員であった者に係る旧条例第60条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第62条第1項に規定する行政個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
 - 一 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - 二 附則第3項第1号に掲げる者

◎千葉県個人情報保護条例(平成5年条例第1号)
(職員等の義務)

第14条 個人情報を取り扱う実施機関の職員又は職員であった者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3節 解決のための手続き

第20条(相談)

(相談)

第20条 障害のある人、その保護者又はその関係者は、対象事案があると思うときは、地域相談員に相談することができる。

2 地域相談員は、前項の相談を受けたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整
- 二 関係行政機関の紹介
- 三 法律上の支援(民事上の事件に限る。)の制度に関するあっせん
- 四 関係行政機関への前項の相談に係る事実の通告
- 五 虐待に該当すると思う事実の通報
- 六 次条に規定する助言及びあっせんの申立ての支援

[趣 旨]

対象事案の解決のため、地域相談員が行う措置についての規定です。

[解 説]

第1項

- 差別に当たると思われる事案が生じた場合、障害のある人、その保護者及びその関係者(差別をしたとされる人を含む。)にとって、身近に相談に応じてくれる者がいることは、事案の解決のために極めて有効です。

このため、第20条では、障害のある人、その保護者及びその関係者(差別をしたとされる人を含む。)は、身近な地域の相談役である地域相談員に対象事案の相談を行うことができることとしています。

第2項

- 相談を受けた地域相談員は、以下の6つの措置をとることができます。

① 関係者への必要な説明及び助言並びに関係者間の調整(第1号)

当事者双方に対し、公正な立場から、条例の趣旨や個別事案の状況について必要な説明をし、問題の所在等を明らかにします。そして、当事者双方に対し、助言を行い問題の速やかな解決を図ります。また、当事者間のお互いの言い分をそれぞれ聴取し、利害を調整し、問題解決の道筋を明らかにします。

② 関係行政機関の紹介(第2号)

労働基準法に違反すると思われる事案については労働局・労働基準監督署、人権侵犯事件に該当すると思われる事案については地方法務局など、対象事案の内容により、

事案の解決にふさわしい行政機関を紹介します。

- ③ 法律上の支援(民事上の事件に限る。)の制度に関するあっせん(第3号)
民事訴訟費用の立替え等を行っている「法テラス」の紹介などを行います。
- ④ 関係行政機関への事実の通告(第4号)
児童相談所、福祉事務所などの関係行政機関に事実を通告し、適切な対応を促すとともに、必要な福祉サービスを受ける契機とします。
- ⑤ 虐待に該当すると思われる事実の通報(第5号)
虐待の事実があると思われる場合、市町村や都道府県、警察、地方法務局などに通報します。
- ⑥ 知事への助言及びあっせんの申し立ての支援(第6号)
地域での解決が困難な場合、第21条に規定する「知事に対する助言及びあっせん」の申し立てをする手続きの説明などを行います。

[解釈及び運用]

- 第1項の「関係者」とは、対象事案に関係する保護者(親権者又は未成年後見人)以外の家族、支援者及び差別をしたとされる人のことをいいます。
- 第2項第1号の「関係者」とは、障害のある人、障害のある人の家族(保護者を含む)及び支援者、並びに差別をしたとされる人のことです。

★用語説明

「法テラス」	法律による紛争解決の制度の利用をより容易にするために設立された独立行政法人「日本司法支援センター」の愛称。県内には、千葉と松戸に事務所がある。
--------	---

第21条(助言及びあっせんの申立て)

(助言及びあっせんの申立て)

- 第21条 障害のある人は、対象事案があると思うときは、知事に対し、調整委員会が当該対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。
- 2 障害のある人の保護者又は関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。
- 3 前各項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。
- 一 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。
 - 二 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであること(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。)
 - 三 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

[趣 旨]

知事に対する助言及びあっせんの申立てについての規定です。

[解 説]

第1項

- 地域での解決が困難な場合、障害のある人は、知事に対して、専門かつ第三者的機関である「調整委員会」が問題解決に当たって助言やあっせんを行うよう申立てをすることができます。

なお、申立ては、規則で定める申立書によります。

- 知事は、申立ての処理結果を申立人に通知します。

第2項

- 知事に対する申立ては、障害のある人だけでなく、その保護者や関係者(差別をしたとされる人も含む。)もできます。

なお、申立ては、規則で定める申立書によります。

- 知事は、申立ての処理結果を申立人に通知します。

第3項

- 申立ての内容が、以下の場合に当てはまる場合は申立てをすることができません。

- ① 行政庁が行う処分取消し等について行政不服審査法等の法令により審査請求等ができる場合は、他の救済手段で対応することが可能であるため、申立てをすることはできません。審査請求等の結果、取消し等が認められなかった場合においても、申し立てをすることはできません。(第1号)

なお、この規定により、審査請求等に関わるすべての手続が除外されるわけではなく、例えば「聴聞会場の施設や手続等において配慮がなかった」等との申立ては可能です。

- ② 個別事案の発生した日(継続性のあるものは、終了日)から3年を経過した場合は、事実関係を確認することが難しいため、申立てをすることはできません。(第2号)

- ③ 現に犯罪の捜査の対象となっているものは、捜査への影響や被害者等に危害が及ぶおそれがあるため、申立てをすることはできません。(第3号)

- 申立ての事案が現に裁判所において審理中の場合であっても、申立てはできますが、裁判の審理状況を見守る場合があります。

なお、既に判決が出ている事案について、申し立てることは可能です。

[解釈及び運用]

- 「関係者」とは、保護者(親権者又は未成年後見人)以外の家族、支援者及び差別をしたとされる人のことをいいます。

- 「本人の意に反する」とは、保護者、家族及び支援者が本人のために行った申立てが、本人の意に反していることをいいます。

- 「正当な理由がある場合」とは、申立人が入院治療をしている場合など、期間の経過がやむを得ない場合をいいます。

(参 考)

参照条文

◎障害のある人もない人共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行規則(平成19年千葉県規則第71号)

(助言及びあっせんの申立て)

第2条 条例第21条第1項又は第2項の規定により助言又はあっせんの申立てをしようとするものは、助言(あっせん)申立書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申立てがあったときは、処理の結果を申立人に通知するものとする。

◎行政不服審査法(平成26年法律第68号)

(不服申立ての種類)

第3条 この法律による不服申立ては、行政庁の処分又は不作為について行うものにあつては審査請求又は異議申立てとし、審査請求の裁決を経た後さらに行うものにあつては再審査請求とする。

◎民法(明治29年法律第89号)

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

第22条(事実の調査)

(事実の調査)

- 第22条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあつたときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 2 知事は、前条第1項又は第2項の申立てについて必要があると認める場合には、広域専門指導員に必要な調査を行わせることができる。
 - 3 関係行政機関の長は、第1項の規定により調査の協力を求められた場合において、当該調査に協力することが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持(以下「公共の安全と秩序の維持」という。)に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該調査を拒否することができる。
 - 4 関係行政機関の長は、第1項の規定による調査に対して、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該調査を拒否することができる。

[趣 旨]

知事に対して、助言・あっせんの申立てがあつた場合の調査についての規定です。

[解 説]

第1項

- 知事に対して、助言・あっせんの申立てがあつた場合、事案の解決に当たり、事実関係を解明する必要があることから、知事が事実関係について調査できることを規定するとともに、調査の対象者に協力義務を課しています。
- この調査は、相手方の協力に基づき、事情を伺ったり、状況を確認するなど、調整委員会が審理をするために必要な情報を収集する活動です。
なお、正当な理由なく、この調査に協力しない場合は、条例第24条第3項の規定により、知事は調査に協力するよう勧告します。

第2項

- 調査に当たっては、相談から助言・あっせんの申立てに至った経緯や区域の事情に詳しい広域専門指導員に調査を委ねる方が効率的な場合もあることから、知事が広域専門指導員に調査を命令することができるよう規定しています。
- この調査も、第1項と同様に相手方の協力に基づいて行われるものですが、この調査に協力しない場合には、第1項の場合のように、知事が勧告することはありません。

第3項

- 第3項及び第4項は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に遂行し、公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることのないよう、警察などの公安関係機関が調査を拒否できることとした規定です。

警察などの公安関係機関の捜査活動等に支障が生じないよう、警察などの公安関係機関は、第1項の調査に協力することが公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときは、調査を拒否することができます。

第4項

- 警察などの公安関係機関は、第3項の場合に加えて、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えてしまうと、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときは、事実の存否を明らかにしないで、調査を拒否することができます。

〔解釈及び運用〕

- 「正当な理由がある場合」とは、法令に特段の定めがある場合、医師、弁護士等が職務上知り得た秘密について職務上の守秘義務に基づき調査を拒否する場合、入院治療が必要な場合、又は災害、交通や通信の途絶等、調査対象者の責めによらない外的事情により調査に応じることができない場合をいいます。
- 「調査」とは、相手方の協力に基づいて、事情を伺ったり、状況を確認するなどの活動をいい、無断で住居に立ち入ったり、強制的に書類等を押収するなどの活動は含まれません。
- 「犯罪の予防」とは、犯罪行為の発生を未然に防止することをいいます。
- 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいいます。
- 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいいます。
- 「公訴の維持」とは、公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいいます。
- 「刑の執行」とは、死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいいます。
- 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心とした活動をいいます。
- 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性があることをいいます。

第23条(助言及びあっせん)

(助言及びあっせん)

- 第23条 知事は、第21条第1項又は第2項に規定する申立てがあったときは、調整委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審理を求めるものとする。
- 2 調整委員会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害のある人、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
 - 3 関係行政機関の長は、前項に規定する出席による説明若しくは意見の陳述又は資料の提出(以下「説明等」という。)を求められた場合において、当該説明等に応じることが、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めるときは、当該説明等を拒否することができる。
 - 4 関係行政機関の長は、説明等の求めに対して、当該対象事案について事実が存在しているか否かを答えるだけで、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該事実の存否を明らかにしないで、当該説明等の求めを拒否することができる。

[趣 旨]

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会が行う助言やあっせんについての規定です。

[解 説]

第1項

- 知事は、障害のある人、その保護者、関係者から、助言やあっせんを行うよう申立てがあった時は、専門かつ第三者的機関である調整委員会に対して、助言やあっせんについて審理を求めることができます。

第2項

- 調整委員会は、知事から第1項の求めがあったときは、関係者の出席を求めて説明や意見を聴いたり、資料の提出を求めることができます。

調整委員会は、必要があると認めるときは、関係者以外の参考人の出席を求めて、意見を聴くことができます。

第3項

- 警察などの公安関係機関の捜査活動等に支障が生じないよう、警察などの公安関係機関は、第2項に規定する説明や資料の提出等に応じることが公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときは、説明や資料の提出等を拒否することができます。

第4項

- 警察などの公安関係機関は、第3項の場合に加えて、当該調査の対象事案に係る事実が存在しているか否かを答えてしまうと、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときは、事実の存否を明らかにしないで、説明や資料の提出等を拒否することができます。

[解釈及び運用]

- 「関係者」とは、障害のある人、障害のある人の家族(保護者を含む)及び支援者、並びに差別をしたとされる人のことです。

(参 考)

参照条文

◎千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会運営要綱(平成19年2月6日制定)

(参考人)

第4条 調整委員会は、調査又は審議のため必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第24条(勧告等)

(勧告等)

- 第24条 調整委員会は、前条第1項に規定する助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。
- 2 知事は、前項の求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、知事は、前項の求めを尊重しなければならない。
 - 3 知事は、正当な理由なく第22条第1項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。
 - 4 知事は、関係行政機関に対し第2項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に対してその旨を通知しなければならない。この場合において、当該行政機関の長が公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることにつき相当の理由があると認めて通知したときは、知事は、当該勧告をしないものとする。

[趣 旨]

知事が差別をしたと認められる者に対して行う勧告についての規定です。

[解 説]

第1項

- 調整委員会が、助言やあっせんを行ったにもかかわらず、差別をしたと認められる者が、正当な理由がなく、助言やあっせんに従わない場合、調整委員会は、知事に対して差別解消の勧告の発動を求めることができます。

第2項

- 知事は、調整委員会から第1項の規定による勧告の発動を求められた場合、第三者的機関である調整委員会の意見を尊重して勧告を行います。
なお、勧告は、書面により行います。
- 勧告は、条例の実効性を担保するために定められていますが、この条例が目指す個別事案の解決方法は、地域相談員等を交えての話し合いや、調整委員会の助言やあっせんに基づく、当事者間の自主的な解決です。
したがって、勧告は、明らかに悪質なケースに限定して発動することとします

第3項

- 知事は、正当な理由なく第22条第1項の規定に基づく知事の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告します。
なお、勧告は、書面により行います。

第4項

- 知事が、警察などの公安関係機関に対して勧告をするにあたっては、警察などの公安関係機関の捜査活動等に支障が生じないよう、事前に勧告を実施する旨の通知をします。この通知に対して、警察などの公安関係機関が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断して知事に回答してきたときは、知事は勧告をしません。

[解釈及び運用]

第1項

- 「正当な理由」とは、差別をしたと認められる者が入院治療を受けているなど、助言又はあつせんに従うことのできないやむを得ない事情等がある場合をいいます。

第3項

- 「正当な理由なく」とは、第22条第1項に規定する「正当な理由」が存在しない場合をいいます。

(再掲) 第22条〔解釈〕

- 「正当な理由がある場合」とは、法令に特段の定めがある場合、医師、弁護士等が職務上知り得た秘密について職務上の守秘義務に基づき調査を拒否する場合、入院治療が必要な場合、又は災害、交通や通信の途絶等、調査対象者の責めによらない外的事情により調査に応じることができない場合をいいます。

(参 考)

参照条文

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行規則(平成19年千葉県規則第71号)

(書面の交付)

第3条 条例第24条第2項又は第3項の規定による勧告は、当該勧告の理由を記載した書面により行うものとする。

第25条(意見の聴取)

(意見の聴取)

第25条 知事は、前条第2項若しくは第3項の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

[趣 旨]

知事が、勧告をする場合の聴聞手続についての規定です。

[解 説]

- この条例に基づく勧告は、行政手続条例第2条において定義する不利益処分ではなく、行政指導であるため、知事は勧告をする場合、行政手続条例に基づく意見の聴取を行う必要はありません。
- しかしながら、話し合いによる問題解決を基本とし、勧告の発動は慎重に行うという条例の趣旨から、特に、この条例においては、勧告に当たり、不利益処分と同様の聴聞手続を行うことを定めています。

[解釈及び運用]

- 「当事者」とは、第24条第2項又は第3項による勧告の対象者をいいます。
- 「代理人」とは、当事者本人に代わり、本人の名においてかつ自己の意思決定に基づき聴聞手続に関する行為をする者をいいます。なお、代理人がその権限内でした行為は、当事者本人がしたのと同様な効果を生じ、その効力は当事者本人に及びます。
- 「正当な理由」とは、当事者の責に帰すべからざる理由(例えば、天災、交通機関の途絶等)又は出頭しないことがやむを得ないと認められる理由(例えば、交通事故等により入院している場合、海外出張中である場合等)をいいます。

(参 考)

参照条文

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行規則(平成19年千葉県規則第71号)

(意見聴取の手続)

第4条 千葉県行政手続条例(平成7年千葉県条例第48号)第3章第2節の規定は、知事が条例第25条の規定による意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、「不利益処分」とあるのは「勧告」と、「条例等」とあるのは「条例」と、千葉県行政手続条例第19条第1項中「職員その他規則で定める者」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

◎千葉県行政手続条例(平成7年条例第48号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。(略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
- 二 不利益処分の原因となる事実
- 三 聴聞の期日及び場所
- 四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次の各号に掲げる事項を教示しなければならない。

- 一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
- 二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、当該掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第一項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為を行うことができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であって不利益処分の根拠となる条例等の規定に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該当事者に係る不利益処分が行われた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該不利益処分について行った調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

- 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

四 前各号に規定する者であったことのある者

五 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

- 2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

- 3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

- 5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

- 6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類

等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「当該掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「当該掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、当該掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

(聴聞調書及び報告書)

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情により当該聴聞を再開する必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して当該聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経て行われる不利益処分の決定)

第26条 行政庁は、不利益処分の決定を行うときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に考慮してこれを行わなければならない。

第26条(訴訟の援助)

(訴訟の援助)

第26条 知事は、障害のある人が、差別をしたと認められるものに対して提起する訴訟(民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第1項の和解及び労働審判法(平成16年法律第45号)による労働審判手続を含む。以下同じ。)が第23条第1項に規定する助言又はあっせんの審理を行った事案に係るものである場合であって、調整委員会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助をすることができる。

[趣 旨]

知事が、障害のある人に対して行う訴訟の援助についての規定です。

[解 説]

- 助言やあっせんを経ても解決に至らない悪質な事案については、司法手続による解決が適切な場合があります。

そのような場合、経済的な理由で訴訟の申立てを躊躇することのないよう、訴訟費用を貸し付けるほか、弁護士を紹介や訴訟手続の教示等の援助を行います。

なお、訴訟の援助は、障害のある人からの申込内容について、専門かつ第三者的機関である「調整委員会」が審議し、その3分の2以上が適当であると認めたときに対象とします。

- 訴訟費用の貸付制度(概要)

- ①貸付限度額 百万円
- ②貸付対象 訴訟に要する費用(弁護士報酬等)
- ③貸付利率 無利子
- ④その他 訴訟の経過及び結果等について報告義務あり

[解釈及び運用]

- 「その他の援助」とは、弁護士を紹介や訴訟手続の教示などをいいます。

(参 考)

参照条文

◎民事調停法(昭和26年法律第222号)

(調停事件)

第2条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立をすることができる。

◎民事訴訟法(平成8年法律第109号)

(訴え提起前の和解)

第275条 民事上の争いについては、当事者は、請求の趣旨及び原因並びに争いの実情を表示して、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所に和解の申立てをすることができる。

◎労働審判法(平成16年法律第45号)

(労働審判手続の申立て)

第5条 当事者は、個別労働関係民事紛争の解決を図るため、裁判所に対し、労働審判手続の申立てをすることができる。

◎千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)

(会議)

第32条

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成18年千葉県条例第52号)第26条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決する。

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行規則(平成19年千葉県規則第71号)

(訴訟費用の貸付けの限度額)

第5条 条例第26条に規定する訴訟に要する費用の貸付け(弁護士に支払うべき報酬その他の訴訟に要する費用の貸付けをいう。以下「訴訟費用の貸付け」という。)に係る貸付金(以下「貸付金」という。)の限度額は、訴訟一件につき百万円とする。

(貸付金の利息)

第6条 貸付金は、無利息とする。

(貸付けの申込み)

第7条 訴訟費用の貸付けを受けようとする者は、訴訟費用貸付申込書(別記第2号様式)に住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 次条の規定により訴訟費用の貸付けの決定を受けた者(以下「借受決定者」という。)で特別の事情により追加して訴訟費用の貸付けを受けようとするものは、訴訟費用追加貸付申込書(別記第3号様式)に住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 知事は、前条第1項又は第2項の申込書の提出があったときは、当該申込書の審査及び必要な調査を行い、訴訟費用の貸付けの可否及び貸し付ける場合における貸付金の額を決定し、これらを申込者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、条例第14条第2項に規定する千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

(貸付決定の取消し)

第9条 知事は、借受決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による訴訟費用の

貸付けの決定を取り消すことができる。

一 次条第1項の契約を締結しないとき。

二 虚偽その他不正の手段により訴訟費用の貸付けの決定を受けたとき。

三 調整委員会が不適當であると認めたとき。

(貸付金の交付)

第10条 借受決定者は、訴訟費用の貸付けに係る契約を締結し、訴訟費用交付請求書(別記第4号様式)を知事に提出して貸付金の交付を受けるものとする。

2 前項の契約を締結しようとする借受決定者は、知事が適當と認める連帯保証人を立てなければならない。

(届出)

第14条 借受者は、貸付金の返還が完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 訴訟を提起したとき。

二 訴訟が終了したとき。

三 訴訟について、請求の趣旨を変更したとき。

四 借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名に変更があったとき。

五 訴訟代理人に変更があったとき。

六 連帯保証人が死亡したときその他その者について連帯保証人として適當でない事由が生じたとき。

2 借受者が死亡したときは、その相続人は速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(資料の提出等)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、借受者又はその訴訟代理人に対し、貸付金に係る訴訟の進捗状況、資金の使用状況等に関し必要な資料の提出、報告又は説明を求めることができる。

★用語説明

調停	紛争の当事者間に立って第三者が事件の解決に努力すること。
和解	争いをしている当事者がお互いに譲歩し合って、その間の争いをやめることを約することによって成立する契約。
労働審判手続	個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判を行う手続。

第27条(貸付金の返還等)

(貸付金の返還等)

第27条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

[趣 旨]

知事が貸し付けた訴訟費用の返還について定めた規定です。

[解 説]

- 訴訟費用の貸付けを受けた者は、訴訟が終了した日から起算して三月以内に貸付金を返還しなければなりません。

ただし、貸付金を受けた者に災害などやむを得ない事情があると知事が認める場合は、貸付金の全部または一部の返還を猶予します。

- なお、この条例においては、貸付金の免除規定を置いていないので、貸付金の免除を行う場合は、議会の議決を要することになります。

(参 考)

参照条文

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例施行規則(平成19年千葉県規則第71号)

(貸付金の返還の期限等)

第11条 条例第27条に規定する規則で定める日は、訴訟が終了した日から起算して三月を経過した日とする。

2 知事は、前条第1項の規定により貸付金の交付を受けた者(以下「借受者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、知事が指定する日までに貸付金の全部を返還させることができる。

一 正当な理由なく、第8条の通知を受けた日から起算して三月以内に訴訟が提起されないとき。

二 貸付金を目的外に使用したとき。

三 虚偽その他不正の手段により貸付金の交付を受けたとき。

四 訴訟を取り下げたとき。

五 連帯保証人が欠けた場合において、その者に代わる新たな連帯保証人を立てることができないとき。

六 条例若しくはこの規則に違反し、又は第15条の規定による資料の提出、報告若しくは説明の求めに応じないとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、調整委員会が不適當であると認めたとき。

(返還の猶予)

第12条 条例第27条ただし書の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとする者は、訴訟費用返還猶予申請書(別記第5号様式)に知事が必要と認める書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査及び必要な調査を行い、貸付金の返還の猶予の可否並びに猶予する場合における猶予の期間及び猶予に係る貸付金の額を決定し、これらを申請者に通知するものとする。

(延滞利息)

第13条 知事は、借受者が正当な理由なく貸付金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

◎地方自治法(昭和22年法律第67号)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一から九(略)

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一から十五(略)

第28条(秘密の保持)

(秘密の保持)

第28条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

[趣 旨]

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)の委員に対する守秘義務についての規定です。

[解 説]

- 調整委員会の委員は、その職務上、個人のプライバシーに深く関わることから、第28条において守秘義務を課しています。
- 調整委員会の委員は、特別職の地方公務員であることから、一般職の地方公務員について守秘義務を定めた地方公務員法第34条第1項は適用されませんが、守秘義務に違反した場合は、条例第36条の規定により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。

[解釈及び運用]

- 「職務上知り得た」とは、職務遂行上収集した情報だけでなく、偶然知ることとなった情報も含まれます。
- 「秘密」とは、一般に了知されていないことであって、それを一般に知られることが一定の利益の侵害になると客観的に認められるものをいいます。
- 「その職を終了した後も同様」とは、委員の職を解かれ、委員でなくなった後も、職務中に知り得た秘密の保持を求めるものです。

(参 考)

参照条文

◎地方公務員法(昭和25年法律第261号)

(この法律の適用を受ける地方公務員)

第4条

2 この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権

者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

◎個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年12月27日条例第37号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(千葉県個人情報保護条例の廃止)

2 千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

5 千葉県個人情報保護審議会条例(令和4年千葉県条例第38号)附則第4項の規定による改正前の千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)別表第2に規定する千葉県個人情報保護審議会の委員であった者に係る旧条例第60条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

◎千葉県個人情報保護条例(平成5年条例第1号)

(審議会の建議等)

第60条

2 審議会(千葉県個人情報保護審議会)の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 推進会議

差別の中には単発のものだけでなく、制度や習慣・慣行などが背景にあって、構造的に繰り返されるものもあります。こうした構造的な問題について話し合うため、関係者による推進会議を設置し、継続的、建設的に知恵を絞ることとしています。

第29条(設置)

(設置)

第29条 県は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人及びその支援を行う者、次条第1項に規定する分野における事業者、障害のある人に関する施策又は人権擁護に関し専門的知識を有する者並びに県の職員からなる会議(以下「推進会議」という。)を組織するものとする。

2 推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

[趣 旨]

個別の差別行為の背後にある制度や習慣、慣行など、社会の仕組みそのものを変えていくために、推進会議を設定する規定です。

[解 説]

第1項

○ 障害のある人に対する差別をなくしていくためには、表面に現れた差別行為を直接的に禁止し、抑制するのみでは十分ではなく、個別の差別行為の背後にある原因に立ち返った対応が必要です。

このため、個別の差別行為の背後にある制度や習慣、慣行など、社会の仕組みそのものを変えていくために、障害のある人、その支援者、事業者、有識者、行政が同じテーブルを囲み、障害のある人に対する差別の実態について共通認識を持ち、今後の解消方策について知恵を出し合う協議の場として、推進会議を設定することを規定しました。

第2項

○ この条例では、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定めます。

第30条(分野別会議)

(分野別会議)

第30条 推進会議に、次の各号に掲げる分野ごとの会議(以下「分野別会議」という。)を置くものとする。

- 一 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- 二 商品及びサービスの提供の分野
- 三 労働者の雇用の分野
- 四 教育の分野
- 五 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

2 分野別会議は、次の各号に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

- 一 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する差別の状況についての共通の認識の醸成に関すること。
- 二 前項各号に掲げるそれぞれの分野における障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための、構成員によるそれぞれの立場に応じた提案に基づく具体的な取組に関すること。
- 三 前号に規定する取組の実施の状況に関すること。
- 四 調整委員会と連携して行う、前項各号に掲げるそれぞれの分野における差別の事例及び差別の解消のための仕組みの分析及び検証に関すること。

3 分野別会議の構成員は、基本理念にのっとり、相協力して障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組の推進に努めなければならない。

[趣 旨]

推進会議に設置する分野別の会議についての規定です。

[解 説]

第1項

- 障害のある人に対する差別の実態について共通認識を持ち、今後の解消方策について知恵を出し合う協議の場は、ある程度分野を特定し、同じメンバーで継続的に、具体的な議題により話し合いをする方が有効です。

そこで、分野の独立性、障害者差別の実態に占める割合、県庁の事務体制を考慮して、次の5分野に分野別会議を設置します。

- ① 福祉サービス、医療及び情報の提供等の分野
- ② 商品及びサービスの提供の分野
- ③ 労働者の雇用の分野
- ④ 教育の分野
- ⑤ 建物等及び公共交通機関並びに不動産の取引の分野

第2項

- 分野別会議が行う具体的な協議の内容について規定しています。

第3項

- 分野別会議では、他の構成員を一方的に攻撃したり、その場限りの弁明に終始する姿勢では十分な機能が期待できないことから、各構成員には、第3条に規定する基本理念にのっとり、お互いの立場を理解し、相協力して、それぞれ建設的な知恵を出し合って取組みを進めることが期待されている旨を規定しています。

第4章 理解を広げるための施策

障害のある人に対する差別をなくしていくためには、差別があった後に解決するだけでなく、障害のある人に配慮するために頑張っている人たちを応援する仕組みも有効です。

この章では、そのような人たちを応援する仕組みとして、表彰と民間の取組みについての情報提供について規定しています。

第31条(表彰)

(表彰)

第31条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、基本理念にのっとり、県民の模範となる行為をしたと認められるものについて、表彰をすることができる。

2 知事は、前項の表彰をするに当たっては、委員会の意見を聴かなければならない。

3 地域相談員及び広域専門指導員は、第1項の行為をしたと認められるものを知事に推薦することができる。

4 知事は、第1項の表彰をした場合は、その旨を公表するものとする。

[趣 旨]

障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすために頑張っている人たちへの表彰についての規定です。

[解 説]

第1項

○ 障害のある人に対する差別をなくすには、差別をなくす取組を推進するだけでなく、障害のある人に対する理解を広げることも重要です。

そこで、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすために頑張っている個人、団体、企業等を表彰し、障害のある人に対する理解を広げる取組を応援します。

第2項

○ 表彰に当たっては、幅広い見地から公正な選考が行われるよう、専門かつ第三者的機関である「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」の意見を聴きます。

第3項

○ 地域で相談活動等に当たる地域相談員や広域専門指導員は、相談活動等を通じて知り得た障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすために頑張っている個人、団体、企業

等を第1項の表彰の対象者として、知事に推薦することができます。

第4項

- 知事は、表彰をした場合、本人の了解を得て、県のホームページ等の媒体を通じてその内容を公表します。

第32条(情報の提供等)

(情報の提供等)

第32条 知事は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援をすることができる。

[趣 旨]

障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすために活動している民間の取組の支援についての規定です。

[解 説]

- 点字メニューの作成やメニューの音読サービスを行っているレストランの一覧を作成した民間の取組を県のホームページ等の媒体を通じて紹介したり、企業が障害者雇用を推進するために開催する講演会等の後援をします。

[解釈及び運用]

- 「その他の必要な支援」とは、講師派遣、会場の提供、後援等のことをいいます。

第5章 雑則

第33条(条例の運用上の配慮)

(条例の運用上の配慮)

第33条 この条例の運用に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項に規定する委員会及び委員の独立性並びに市町村の自主性及び自立性は、十分配慮されなければならない。

[趣 旨]

行政委員会及び市町村の活動に対する配慮についての規定です。

[解 説]

- 教育委員会、公安委員会等の行政委員会は、政治的独立性が求められる業務を担当するため、法律上、知事からの独立が保障されており、この条例の運用に当たっては、行政委員会の独立性を損なわないよう配慮が必要です。

また、県と対等・協力関係にある自治体である市町村についても、行政委員会と同様の配慮が必要です。

- このような考えに基づき、行政委員会や市町村が法令等に基づき公的な立場で行う活動については、行政委員会や市町村の政策的判断を尊重して、知事が勧告をすることはありますが、対象事案の解決のために、これらの組織の独立性・自主性を損なわない範囲で、専門かつ第三者的機関である調整委員会が助言・あっせんを行うことはあります。

なお、行政委員会や市町村の活動であっても、民間と同様の私人としての活動である職員の雇用や建物の管理などについては、第33条の適用はありません。

- 公社等外郭団体の活動については、第33条の適用はありません。

(参 考)

参照条文

◎地方自治法(昭和22法律第67号)

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左のとおりである。

一 教育委員会

- 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は次のとおりである。
- 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は次のとおりである。
- 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

第34条(関係行政機関の措置)

(関係行政機関の措置)

第34条 関係行政機関は、この条例の趣旨にのっとり、公共の安全と秩序の維持に係る事務の執行に関し、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[趣 旨]

警察などの公安関係機関が行う公共の安全と秩序の維持に係る事務と、この条例の関係についての規定です。

[解 説]

- 警察などの公安関係機関は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると判断したときは、この条例に基づく「事実の調査」、「調整委員会での意見聴取」及び「勧告」を拒否することができます。(第22条第3項及び第4項、第23条第3項及び第4項並びに第24条第4項)

これらは、公共の安全と秩序の維持に係る事務に関して、単純にこの条例に基づく「事実の調査」等を実施すると、捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあることから、その実施の適否を警察などの公安関係機関の判断に委ねたものです。

しかしながら、このことは、公共の安全と秩序の維持に係る事務をこの条例の対象外としたことを意味しません。警察などの公安関係機関が公共の安全と秩序の維持に係る事務を執行する際においても、例えば、質問をするときに適切な情報伝達手段について配慮するなど、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための措置を講ずることが求められます。

第35条(委任)

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

[趣 旨]

規則への委任についての規定です。

[解 説]

- この条例では、条例において規則で定める旨の規定が明記されている第26条の訴訟の援助と第27条の貸付金の返還等に関する事項の外、第21条第1項の規定により障害のある人が知事に対して助言又はあっせんの申立てをする際の申込書の様式等について、規則で定めています。

第36条(罰則)

(罰則)

第36条 第19条第2項又は第28条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

※令和7年3月7日改正(条例第21号)

[趣 旨]

広域専門指導員及び千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)の委員が、守秘義務に違反した場合の罰則についての規定です。

[解 説]

○ この条例では、地域相談員、広域専門指導員及び調整委員会の委員に守秘義務を課しています。(第15条第2項、第19条第2項及び第28条)

このうち、広域専門指導員及び調整委員会の委員は、その職責の重さから、守秘義務に違反した場合には罰則が科されます。(職を退いた後も守秘義務に違反した場合には罰則が科されます。)

○ 行政上の義務違反に対して刑法に定めがある刑罰(拘禁刑、罰金等)が科される場合があります、これを行政刑罰といいます。条例でも一定の範囲内で刑罰を定めることができます。

行政刑罰は、刑法総則の諸規定が適用されます。また、行政刑罰を科するには、通常の刑法犯と同様に刑事訴訟法に基づく刑事裁判手続が必要です。

(参 考)

参照条文

◎地方自治法(昭和22年法律第67号)

(条例の制定及び刑罰)

第14条

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

◎刑法(明治40年法律第45号)

(他の法令の罪に対する適用)

第8条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

(刑の種類)

第9条 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。

◎個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

第一百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

◎個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年12月27日条例第37号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(千葉県個人情報保護条例の廃止)
- 2 千葉県個人情報保護条例(平成5年千葉県条例第1号)は、廃止する。
(経過措置)
- 5 千葉県個人情報保護審議会条例(令和4年千葉県条例第38号)附則第4項の規定による改正前の千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)別表第2に規定する千葉県個人情報保護審議会の委員であつた者に係る旧条例第60条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

◎千葉県個人情報保護条例(平成5年条例第1号)

(審議会の建議等)

第60条

- 2 審議会(千葉県個人情報保護審議会)の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(罰則)

第66条 第60条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則第1項(施行期日)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

[趣 旨]

この条例の施行期日についての規定です。

[解 説]

- この条例の施行期日は、平成19年7月1日です。

ただし、調整委員会の立ち上げや、その他の相談員(地域相談員)及び広域専門指導員の委嘱に当たり、調整委員会から意見聴取を行うなどの準備行為については、平成19年1月1日から実施することができます。

附則第2項(検討)

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、障害のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について、障害及び差別の範囲、解決の手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

[趣 旨]

この条例の見直しについての規定です。

[解 説]

- この条例は、施行日である平成19年7月1日の3年後である平成22年7月1日を目途に見直しを行います。

見直しに当たっては、条例の施行状況や平成18年12月に国連で採決された「障害者権利条約」に基づく国内法の整備動向等を勘案して、この条例において規定している障害の定義、差別の定義及び解決のための手続等について検討します。

- なお、3年を経なくても、必要が生じた場合は、直ちに見直しを行います。

(参 考)

参照条文

◎障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例案に対する附帯決議(平成18年10月5日千葉県議会健康福祉常任委員会)

- 四 附則第2項に規定する検討については、本条例の取組が全国で初めてのものであり、県民の理解を得ながら慎重に運用することが重要であることに鑑み、条例の施行状況を踏まえ、必要が生じた場合は直ちに見直しを行うこと。

◎障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成16年5月27日参議院内閣委員会)

- 六 「障害者」の定義については、「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること。

(略)

- 七 国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備に必要性について検討を行うこと。

◎障害者総合支援法(平成17年法律第123号)

附則第3条 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるた

め、この法律の施行後3年目を目途として、第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条の2に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

◎障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

(検討)

附則抄第2条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◎障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

(検討)

附則第7条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

★用語説明

障害者権利条約

正式名称は、「Convention on the Rights of Persons with Disabilities(障害のある人の権利に関する条約)」。

前文と50条からなり、教育や雇用などにおいて、障害のある人に対する差別となる既存の法律等を修正又は廃止することを締結国の義務としている。

また、条約の履行状況を監視するため、国内及び国際的なモニタリングシステムを設置することも盛り込まれている。

附則第3項(千葉県行政組織条例の一部改正)

(千葉県行政組織条例の一部改正)

3 千葉県行政組織条例の一部を次のように改正する。

別表第2中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(平成18年千葉県条例第52号)第14条第2項、第16条第2項及び第31条第2項の規定による意見を具申し、同条例第23条第1項の規定による助言及びあつせんを行い、同条例第24条第1項の規定による勧告について建議し、同条例第26条の規定による訴訟の援助について審議し、並びに障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の策定及び実施に関する重要事項(同条例の解釈指針の策定を含む。)を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に建議すること。
-----------------------	---

別表第3中千葉県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	委員長 副委員長 委員	一 障害のある人 二 県議会議員 三 福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者	20人以内	2年
-----------------------	-------------------	--	-------	----

[趣 旨]

千葉県行政組織条例において、知事の附属機関として千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会を設置する旨の規定です。

[解 説]

○ この条例における個別事案を解決する仕組みとして、地域において解決することが困難な事案を専門的に審議するため、合議制の調整委員会を設置しています。

調整委員会は、対象事案について専門的な見地からバランスのある判断ができるよう、障害のある人の思いと実情をよく理解している「障害のある人」、県民の代表である「県議会議員」、障害のある人の差別の解消について専門的な知識を有する「専門家」で構成されています。

調整委員会の任期は2年ですが、再任の制限はありません。(ただし、「附属機関の設置及び運営等に関する指針」に基づき、在任期間は原則として10年までとします。)

なお、調整委員会は、地方自治法上、知事の附属機関となりますが、運用により実質的な

第三者機関としての役割を持たせるようにします。

- 調整委員会は、個別事案の解決のほか、その専門性と第三者性を生かし、条例の解釈指針を含む障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策への提言、表彰に関する意見、勧告の相当性及び訴訟援助の相当性の審査等にも当たります。

(参 考)

参照条文

◎千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)

(設置等)

第28条 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

(組織等)

第29条 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

◎附属機関の設置及び運営等に関する指針(千葉県総務部人事課)

5 委員等の選任

附属機関の委員及び特別委員(千葉県行政組織条例その他関係法令等において規定されるものをいう)の選任に当たっては、その設置目的や役割を踏まえ、次によることとする。

(1)～(3)略

(4)同一の附属機関における委員の在任期間は、原則として10年までとすること。

(5)～(8)略

附則第4項(準備行為)

(準備行為)

- 4 第14条第2項及び第16条第2項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

[趣 旨]

この条例の施行前に行う準備行為についての規定です。

[解 説]

- この条例の施行期日は平成19年7月1日ですが、調整委員会の立ち上げや、その他の相談員(地域相談員)及び広域専門指導員の委嘱に当たり、調整委員会から意見聴取を行うなどの準備行為については、平成19年1月1日から実施することができます。